# 平成18年第3回防府市議会定例会会議録(その4)

平成18年9月13日(水曜日)

# 議事日程

平成18年9月13日(水曜日) 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

### 本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

# 出席議員(30名)

番	行	重	延	昭	君			2番	原	田	洋	介	君
番	河	杉	憲	=	君			4 番	髙	砂	朋	子	君
番	斉	藤		旭	君			6 番	横	田	和	雄	君
番	弘	中	正	俊	君			8番	藤	本	和	久	君
番	Щ	本	久	江	君		1	0 番	重	Ш	恭	年	君
番	Ξ	原	昭	治	君		1	2番	木	村	_	彦	君
番	安	藤	=	郎	君		1	4番	平	田	豊	民	君
番	田	中	敏	靖	君		1	6 番	藤	野	文	彦	君
番	Щ	根	祐	=	君		1	8 番	今	津	誠	_	君
番	伊	藤		央	君		2	0 番	松	村		学	君
番	佐	鹿	博	敏	君		2	2番	大	村	崇	治	君
番	河	村	龍	夫	君		2	4 番	Щ	下	和	明	君
番	馬	野	昭	彦	君		2	6 番	深	田	慎	治	君
番	Щ	田	如	仙	君		2	8 番	中	司		実	君
番	田	中	健	次	君		3	0 番	久	保	玄	翽	君
	番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番	番番番番番番番番番番番番番	番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番	番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番	番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番	番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番	番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番	番	番 河 杉 憲 二 君 4 番   番 斉 藤 上 俊 君 8 番   番 弘 中 戊 君 1 0 番   番 田 中 八 日<	番 河 杉 憲 二 君 4 番 高   番 斉 藤 地 君 8 番 藤   番 弘 中 近 君 1 0 番 重   番 山 本 久 江 君 1 2 番 木   番 田 中 敏 君 1 6 番 平   番 田 中 敏 君 1 6 番 平   番 田 中 動 君 2 0 番 松   番 田 中 動 君 2 2 3 本 上	番 河 杉 憲 二 君 4 番 高 砂   番 方 藤 一 位 君 6 番 時 田   番 弘 中 正 俊 君 1 0 番 川   番 三 原 田 日<	番 河 杉 憲 二 君 4番 高 砂 朋   番 方 藤 巾 君 名 日 <td> </td>	

### 欠席議員

なし

#### 説明のため出席した者

長 浦正人君 助 役 嘉村院男 君 市 松 副収入役 和 行 君 財 務 部 長 中 君 内 藤 村 隆 道 生 君 総 務 課 튽 本 幸 生 君 総 務 部 長 浅  $\blacksquare$ 出 生活環境部長 宰 満君 産業振興部長 原 正文君 黒 桑 土木都市建設 土木都市建設部 金 子 正 幸 君 藤 本 澄 夫 君 平 君 健康福祉部長 下 陽 教 育 長 田 利 雄 君 Щ 畄 教 育 次 長 夫 君 水道事業管理者 君 和 康 吉 敏 明 田 田 消 上 孝 一 君 防 長 松永政己 水道局次長 井 君 監 査 委 員 大 木 孝 好 君

#### 事務局職員出席者

議会事務局長 檜垣健次君 議会事務局次長 徳冨健司君

午前10時 開議

議長(久保 玄爾君) 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長(久保 玄爾君) 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。6番、横田議員、 7番、弘中議員、御両名にお願い申し上げます。

# 一般質問

議長(久保 玄爾君) 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いいたします。

これより質問に入ります。最初は、10番、重川議員。

〔10番 重川 恭年君 登壇〕

10番(重川 恭年君) おはようございます。新人クラブの重川恭年でございます。 通告に従いまして、質問、提言をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

今回、質問させていただく事項は、ごく簡単な質問、提言でございます。

さて、執行部におかれましては、日夜行財政改革に取り組まれておりますことに敬意を

表します。

最近では、8月11日付での元気発信プロジェクトの本格実施、そして、8月17日付の第3次行政改革後期計画における平成17年度の実施状況並びにその改革効果額の報告、さらに、数日前の8月28日付で防府市中期財政見通しの資料も提示されました。これらを見てみますと、それはなかなか努力をされているのだなと感じる次第でございます。

また、つい最近公表された県下13市の実質公債費比率、これは18%以上で、起債の許可が必要、25%以上では制限があるということなんですけれども、防府市は15.7%という数字で、ベスト3に入っているわけでございます。

また、経常収支比率、これも低いほど財政の弾力性が高いと言われておりますが、 89.5%で、防府市はこれもまたベスト3に入っておるというような状況で、本当に努力されているのではないかという感じがしております。

そこで、まず最初に、第3次行政改革後期計画における平成17年度の実施状況並びに その改革効果額でありますが、それによりますと、大きく4項目に分けられており、1つ、 業務の効率化の推進、2つ、適正な組織・人事管理の構築、3つ、給与体系の適正化、そ して4つ目が健全な財政運営となっております。

それをさらに各分野別に82項目に分けて、その効果額、削減額を算定され、平成17年度においての総額を4億4,770万円余とされております。その中には、ややもすれば、市民サービスの低下につながりはしないか、また、職員、働く人たちに過重の負担を強いるのではないかなどの問題を含んでいるのではないかと感じる反面、まだまだ踏み込んだ削減が必要、努力が必要ではないかと思う思いが交差する面も感じておる次第でございます。

次に、平成18年度から平成22年度までの5カ年間の防府市中期財政見通しが試算され、提示されました。これによりますと、10年前の平成8年度からの決算規模、実質収支、歳入、歳出、そして市債残高、基金残高等の推移が示され、今後の5カ年の推計がなされているところでございます。

この資料で見る限り、財政的に今すぐに防府市がひっくり返るというわけではないわけですが、私なりに昔から、家庭でも、社会、天下国家でも、「入るを計りて出るを制す」ということわざがございます。歳出の削減も必要であると思いますが、反面、市民の方々からいただく税金や国からの交付金等以外の収入にも着目いただいて、努力してもらいたいと思っている者でございます。

そして、これもことわざにあるとおり、「備えあれば憂いなし」というふうにしていた だきたいと思っております。そして、少しでも足腰の強い行財政基盤をつくっていくこと は、大切なことであるというふうに思います。

そこで、ごくごく単純な質問をいたします。私自身、余り好みではないわけでございますが、これまた、背に腹はかえられないということわざもございます。それで、全国数ある自治体の中で、昨今、広告料収入や命名権収入、こういうものを得ている市町村もあるやに聞いております。そこで、まちの景観、まち並みに配慮した壁面広告、あるいは競技場のフェンス広告、屋外広告、そして、見苦しくない車両広告や書類広告、その他ホームページにも、さらには、命名権では近々更新されようとしている新体育館というものがございますが、この新体育館でもそういうことを取り入れられたらどうだろうかというふうに思います。また、自治体によれば、足ふきマットにまで広告を載せているところもあるようでございます。防府市でこのような発想はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

次に、大きい項目2番目の質問をさせていただきます。さきの6月定例議会でも質問させてもらいました郊外型大型商業施設の進出についてであります。

当初、話のあったその後の動向はいかになっているのか。出店計画にかかわる情報等を 執行部の方で得ておられれば、わかる範囲内でお教えいただきたいと存じます。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長(久保 玄爾君) 10番、重川議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) まず、税以外の歳入の確保についての御質問にお答えいたします。

私は、市長就任以来、行財政改革を最重要課題としていち早く取り組んできたところでありまして、その成果は毎年着実にあらわれてきているところでございます。日々が行革との思いは、常に私の念頭にありまして、今後も手綱を緩めることなく、さらなる改革を全力で進めていく必要があると考えております。

議員御指摘のように、新しい発想で収入を増やそうとする努力は、これまでの行財政改革で中心となっていた歳出を見直し、行政コストを削減する取り組みと並んで、今後取り組むべき重要な課題であると認識しております。

三位一体の改革に伴い、地方自治体の財政状況は全国的に厳しさを増しておりまして、自主財源を確保するために、一層の創意工夫が求められているところでございますが、公共施設や市の印刷物等への有料広告の導入は、新たな財源を得る有効な手段の一つでございます。

本市におきましては、既に昨年度から市民課、課税課等の窓口封筒に広告を導入しており、また、今年度作成予定の市民便利帳に広告を掲載して収入を生み出すことを目指して

おります。

さらに、広告導入の範囲を拡大していくためには、公共性、公益性等、配慮しなければならない幾つかの制約はありますが、これからの行政運営においては、市の保有する各種の資産を活用して、少しでも財源の拡大に役立てようという前向きな姿勢が何より大切であると考えております。

ちなみに、議員より御指摘をいただきました新体育館の命名権につきましても、実はどのような対応が可能か検討するよう、私の方から既に早い段階に指示をいたしているところでございますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

今後も、職員の発想転換を促し、経営感覚を磨き、公益性や費用対効果等を十分検討しながら、ホームページ、各種印刷物、公共施設、公用車等への広告の導入についても、積極的に取り組んでまいる所存でございます。

次に、郊外型大型商業施設建設計画のその後の動向についてお答えいたします。

まず、大規模小売店舗立地法に基づく届け出が本年7月13日、山口県商政課へ提出され、同日受け付けられております。届出の内容につきましては、開店予定、平成19年3月14日、物販店舗面積、2万4,026平米、来客用駐車台数、1,964台等となっております。この届出の概要が7月25日に公告され、同日から11月27日までの4カ月間、県商政課及び市商工課において縦覧に供しております。

また、地元への説明会につきましては、届出後、2カ月以内となっており、去る8月26日午後6時から勝間公民館で行われました。今後、11月27日までに届出者による説明会の実施報告、市や市民からの意見書が提出されることになります。

以上、御答弁をさせていただきました。

議長(久保 玄爾君) 10番。

10番(重川 恭年君) 1番目の税収以外の収入ということで、積極的に実施する、あるいはまた、市民課等では実施されているということでございますが、現在、岩国市ほか、県内でも山陽小野田市、いろいろなところで取り組みがなされよう、あるいはなされているわけでございますけれども、参考までに、庁用自動車の数等はどのくらいあるのか、あるいは、庁用封筒の年間使用量というか、その辺がわかればお教えいただきたいと思いますが。

議長(久保 玄爾君) 総務部長。

総務部長(浅田 道生君) お答えいたします。

現在、市の方で所有しております公用車でございますが、総務課が管理しておりますー 般公用車が152台、それから、クリーンセンターの管理の車両が57台、そのほかに、 消防車両が、消防団等のものも含めまして42台、合計いたしますと251台を今所有いたしております。それから、庁用封筒の使用量、これはちょっと正確な数字がなかなか困難でございますが、平成17年度に監理課で発注した封筒の数は、各種合わせまして58万7,000枚程度ということを今聞いておりますので、この数字を御報告させていただきます。

議長(久保 玄爾君) 10番。

10番(重川 恭年君) 庁用自動車も合わせれば251台というような大きい数字になるわけでございますが、よその市では、このクリーンセンターの車両に分別の方法とか、いろいろなそういう、いわば意見公告的なものも、市の政策の意見公告的なものも載せているようでございますので、また、庁用封筒についても、年間59万枚というような数字が出ております。また、つくり方によれば、観光パンフレット等にも広告をとっているいろなことができるのではないか、あるいは、市広報、ホームページのバナー、それから、よそでは庁舎の壁面、道路の横断旗にまで、そういうものを載せているというところもあるわけでございます。

なかなか公共ということで、制約等いろいろ制限があると思いますけれども、考えていけばまだまだほかにも、今回、広告ということを重点に申し上げましたけれども、ほかにもいろいろなアイデアがあるのではないかというふうに思います。これらが、先ほど市長が壇上でお答えになりました、市民に対しても、あるいは職員に対しても、ここまでやるかというような意識づけというか、動機づけというか、そういうものにも役立つのではないかというふうに思っております。また、ことわざを引用いたしますけれども、ちりも積もれば山となるということわざもございますので、ぜひ、いろいろな面から見苦しくないアイデアをいろいろ出していただいて、収入増につなげていただきたいということを要望いたしまして、1点目の質問を終わりにいたします。

次の大型店の方に移りたいと思います。

先ほどの市長の壇上からの答弁で、大規模小売店舗立地法による新設の届出、これは大店法の5条によるものですが、これが、7月13日に県に対して行われたと。それから、7条の1項の規定による地元説明会が8月26日に勝間公民館で開催されたと。その中で、店舗面積2万4,000平米、それから、縦覧期間が7月25日から11月27日まで。市等の意見提出期限が11月27日までに。それから、開店予定が19年3月14日以降になっていると。こういうような答弁がなされました。駐車台数、それから店舗面積、これらは当初計画されていたより若干縮小されております。ただ、営業時間が24時間ということになっておりますので、これも私は気にかかることではあるわけですが、いずれに

いたしましても、そういうことで、届出と地元に対する説明会が行われたということでございます。

それで、その8月26日に開催された地元説明会で、地域の住民の方や関係者から出された意見や要望、これについては、まだ執行部の方で把握されていないかもわかりませんけれども、私が聞いた限りでは、テナントの選定方法、それから、雇用人員の問題、道路や交通アクセスの問題、地域貢献に対する考え方等々であったと聞いているわけでございます。これも、つかんでいらっしゃらないかもわかりませんが、売り上げ目標についても、その説明会当日、質問があったと聞いております。これは、回答は、まだテナントが決定していないので、現時点ではわからないという回答がされたようでございますけれども、私の調査では、あるいは一説によると、約年間100億超、150億円が想定されているのではないかと言われております。これは非常に大きい数字でございます。同じ単位の中での奪い合いになるのではないか。ちなみに、防府市内での小売商品販売額は年間、約

年度によってだんだん、防府の場合、下降線をたどっているわけでございますけれども、年間1,200億くらいなんですね。その中のまた150億ということ、これは相当大きいと思います。このことは置いておくとして、大規模小売店舗立地法の目的、第1条では、周辺の地域の生活環境の保持のため、国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することというふうになっております。そして、その施設の配置及び運営方法について適正な配備を行って、第4条で、生活環境への保持は大切であり、配慮する事項というふうになっております。

このような中で、地域住民説明会で出されたという道路、交通アクセスの問題、そして、計画によれば、先ほど言いましたように、24時間の営業ということでもありますので、地域貢献に対する対処法についても、市として意見を述べるべきではないかと思っております。というのも、私はルルサス防府の一応のグランドオープンと言われておりました8月30日水曜日に、どのような状況なのかと足を運んでみました。かつて駅の南側、それから駅の北側に大型店が開店したときなどは、車が何キロにもわたり、山口方面にまで連なって、市内は大渋滞、大混乱で身動きができなかったことを思い出しました。今回のルルサス防府のオープンとは店舗の規模、構成、オープンの方法等々違うので、単純に比較はできませんが、駐車場に入るのにもスムーズに入れて、大渋滞が起きるというようなこともありませんでした。これは、安心していいのか、失望していいのか、少し戸惑いを感じた次第でありますけれども、中心市街地活性化事業もようやく仕上げの段階を迎え、市民の期待も大きい時期でございます。このときに、郊外型大型小売店舗の進出、影響が最小限にとどまることを願っておるところでございます。

当然、自由主義経済という大前提があるので、商売ですから、努力するところは利益を享受するということは理の当然で、また、消費者の側から見れば選択肢は増えるわけですから、それはそれとしてよいことの一面だと思います。それで、この大規模小売店舗立地法の第4条2項による生活環境保持の面からのみでなく、防府市の駅周辺、中心市街地活性化ということの地域特性など、また、防府の地域、祭り、文化、歴史、こういうことなどを最大限に考慮された、そして、まちづくり三法の改正の趣旨にのっとった、いわゆるコンパクトシティ構想に沿う地域貢献、地域活動にも理解を示していただけるよう、申し入れをしていただくことはできないのか、法では環境面だけになっておりますが、そういうことで、お尋ねをいたします。

議長(久保 玄爾君) 産業振興部長。

産業振興部長(桑原 正文君) 今、御質問のありました地域貢献、地域活動の件でございますが、実は現在、県の方におかれましては、広域的な観点から、会の名前ですけれども、商業振興方策検討委員会というものが今現在設置されております。この委員会の中で、大規模小売店舗に関するガイドラインの策定に向けて現在鋭意検討されているところでございます。

この検討会での一定程度の結論が出て、県の方からガイドラインが示される段階になりましたら、その辺も見きわめながら、今後、防府市としての具体的な対応等を検討してまいりたいと思っております。ここでちょっと御参考までに御紹介をするわけですけれども、今、大規模小売店舗立地法に基づきます届出の中に、届出者が自主的に地域貢献等を検討されている記述がありますので、ちょっと長くなりますが御紹介をさせていただきたいと思います。

まず、「街並みづくり等への配慮事項」としまして、「周辺地域の皆様と一緒に苗木の 植樹を行い、まちなかに緑を創出する」というのがまず1点目にあります。「毎月11日 はイオンデー 御承知のように、イオンの資本の進出でございますので イオンデー と定め、店舗・事業所の従業員が公園あるいは河川敷などの公共施設や周辺地域の清掃活 動を行います」、というのがまずあります。それと、「緑地内の緑化計画」としまして、 「緑地面積が開発区域の3%以上確保できるように建物周辺に植樹を行う」という項目が あります。

それと次に、「景観への配慮事項」といたしまして、「外壁等の色彩や外観整備等について周辺環境と調和させた計画といたします」ということになっております。

次に、「ユニバーサルデザイン・県福祉のまちづくりへの配慮事項」として、「だれもが便利で快適に利用できるユニバーサルデザインの考え方を積極的に店舗づくりに取り入

れ、山口県福祉のまちづくり条例構造等の基準に適合したものにしていく」という点があります。

次に、「屋外照明、広告塔照明等の計画と光の害 夜間など 2 4 時間照明をつけておりますと周辺に影響があるわけですけれども その光の害対策」としまして、「周辺住居に悪影響を与える光害を生ずることがないように、照明の配置や方向、強さに配慮して設置する」というふうになっております。

最後に、「防災・防犯対策への協力」についてということで、防災対策としては、「災害時の避難場所として、駐車場等の敷地の一部を使用、もしくは店舗で扱っている物資の緊急時における提供について要請があれば、協議・検討の上、協力する」としております。それともう一つですが、防犯対策としては、「駐車場内に適切な照明設備の配置や、防犯カメラの設置を検討するなどし、いわゆる死角を排除して、青少年の蝟集を 蝟集というのは集まるという意味なんですが 青少年の蝟集を防ぐよう配慮する」等々掲げて

議長(久保 玄爾君) 10番。

10番(重川 恭年君) それで、今、お答えにありました県の方で検討委員会をつくって、ガイドラインが示される予定だということですね。これはいわゆる広域調整という部分にかかわってくるので、県はそれも含めてガイドラインを示そうとしているものではないかと思いますけれども、これはいつごろ出る予定なんですか。

おる次第でございます。参考までに御紹介をいたしました。以上でございます。

議長(久保 玄爾君) 産業振興部長。

産業振興部長(桑原 正文君) 今お聞きしているところでは、今年度中には協議を終了するというふうには聞いておりますが、はっきり何月までというふうな、お聞きはまだしておりません。以上です。

議長(久保 玄爾君) 10番。

10番(重川 恭年君) それで、開店予定が今の届出によりますと、19年3月14日以降となっているんですけれども、3月ですね、19年の。そうなると、このガイドラインが、早く出してもらわないとガイドラインに沿った申し出もできないのではないかと思いますので、これは県の方の検討委員会ですから、市の方でどうこう言うわけにはいきませんけれども、この市の意見書の提出が11月まででございますので、早く出していただけるように、督促というか催促というか、その辺のことをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長(久保 玄爾君) 産業振興部長。

産業振興部長(桑原 正文君) 今おっしゃった方向で努力をいたしたいと思います。

議長(久保 玄爾君) 10番。

10番(重川 恭年君) それで、今度はまた違った観点からでございますけれども、防府市の小売業の事業所数、これは年間販売額もですけれども、どんどん減ってきているんです。平成3年に、これは小売商業の事業所数なんです。平成3年に1,669ありました。これは3年ごとに調査しておりますけれども、平成9年にはそれが250ぐらい減って1,409、それから、平成16年には、これまたそれからかなり減って1,279、こういうことでどんどん減ってきております。大型店に占める割合、平成14年にもう既に60%に近い57.8%、それから、16年には58.7、それからまた最近いろいるできておりますので、これがもう60%を超えているのではないかと。こういうようなことで、どんどん事業所数、従業者数、これも、全サービス業を含む全事業所数でいうと、平成3年が5万4,000人ぐらい事業所で働かれる方が、これは全事業所ですね、サービス業も含んで5万4,000人いらっしゃったのが、10年後の平成13年には5万1,800人というように減っているわけです、働く方が。これは、ただ大型店だけが問題ではないと思うんですけれども、そういうふうに減っている。

それから、先ほど大型店に占める割合は言いましたけれども、売り上げでも駅の北にある大型スーパー、これはやはり執行部というか、市の方ではつかんでいらっしゃらないと思いますけれども、売り上げが58億、それから、駅の南にある大型スーパー、これは80億を超えているんです。

そういうことで、人の流れも、やはり今の時代、とめることはできないと思いますけれ ども、そういう方へ流れていく傾向がありますので、また中心市街地活性化事業との絡み を私は危惧しているわけでございます。

既存の商店街からも、いわゆるロックシティというものができたら、そちらへ、既存商店街から出てあちらへ入ろうというようなお店が出ているやに聞いております。そうなると、ますます中心市街地との絡みがどうなるのだろうかというふうに思うわけです。ロックシティの2万4,000平米という数字は、20坪の個店、それぞれの個店、これに換算すると、実に360店舗に該当するわけです。現在、中心商店街にある個店の数は約150店です。これが全部仮に入ったとしても到底足る数ではないわけです。

そういうことで、いろいろな危惧をしておりますし、防府の歴史的な背景等も踏まえた 意見書の提出、これをぜひ要望するわけです。法 8 条による意見書の提出、これは 4 条に よる生活環境への配慮ということだけになっておりますけれども、先ほど産業振興部長の 答弁にありましたいろいろな一定の配慮はされております。植栽、緑化、景観、ユニバー サルデザイン、それから、照明、防災、防犯、こういうこと、ございましたけれども、一 定の配慮はされておりますけれども、さらに、もっともっと防府の地域特性にも配慮していただいて、例えば、地産地消に貢献する地場の市場の活用、地場産品のより多くの取り扱い、こういうこともぜひ入れていただきたいという私個人の思いでございます。

それで、最後に、埼玉県の上尾市という市があるんですが、ここの例を参考に申し上げて、私の質問を終わりにしたいと思います。そこでは、商店街と大型店、中型店の共存共栄を図るということで、商業の振興に関する基本条例というものを制定して これは地理的な条件はどうなっているのか知りません、私も行ったわけではございませんので。そこでは、大型店、中型店から、毎年、地域貢献に対する計画書の作成と提出を義務づけていると言われております。そして、商店街との共存共栄を図るというふうに言われております。

そこで、こういうふうに書いてあります。大型店が規模の拡大と営利だけを追求した経済活動をした場合、深夜にわたる営業時間や、騒音、ごみ問題を生む可能性を指摘、地域のコミュニティーを支えている自営業者が減ると、地域の交流や連帯感が薄れることになる。それで、こういう商業の振興に関する基本条例というものを制定して、お互いが地域貢献に寄与しよう、そして、大型店・中型店は毎年、地域貢献計画書の作成、提出をするということになったんだというふうに書いてあります。

去る9月8日、つい三、四日前ですか、閣議決定されたという中心市街地活性化本部の計画においては、防府市は受けられないというか、受けないということです。これは、都市計画法による準工業地帯を特別用途地域に変更することは困難だということの理由でございますので、ぜひとも、そういう中で、貢献活動を、先ほど部長さんが答弁された以外のことで、申し入れをしていただきたいという要望をして、私の質問を終わります。

議長(久保 玄爾君) 以上で、10番議員の質問を終わります。

議長(久保 玄爾君) 次は、22番、大村議員。

〔22番 大村 崇治君 登壇〕

22番(大村 崇治君) おはようございます。昨日、秋篠宮親王様の命名の儀があり、 悠仁と決まりました。お印として、高野山の高野槇で、大きく真っすぐ育ってほしいとの 願いが込められているようでございまして、心からお喜び申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

3期目を迎えるに当たり、松浦市長は、さきの6月定例市議会本会議の冒頭、平成 18年度施政方針で、一日一日が任期であると自分自身に言い聞かせ、常に12万市民の 皆様の幸せと市政の発展を願い、市民が主役の市政を念頭に、市民の目線に立ち、各種施 策に積極的に取り組んでまいりたい、特に行政改革につきましては、斎場、学校用務員、 ごみ収集業務の民間委託、養護老人ホームやはず園の民設民営化など、着実に大きな成果 を上げており、単独市政を運営する上からも、一層加速させ、誇りあるふるさとづくりの ためにバランスよく活用してまいるという強い決意を述べられています。

そこで、こうした決意とは裏腹に、いまだ先送りされている大平山ロープウェイのあり 方、そして、索道事業検討協議会の存続についてお尋ねしてまいりたいと思います。

大平山ロープウェイについては、既に御承知のとおり、昭和34年開設以来、防府市の観光施設として市民に親しまれておりましたが、利用者の減少により、毎年一般会計から多額の繰入金を要し、防府市の大きな財政負担となっていることから、平成9年、防府市大平山索道検討協議会が設立され、今後のあり方について7回にわたる協議がされ、平成10年10月26日、意見書が市長あてに提出されました。意見書は、「大平山ロープウェイは今後とも防府市財政の大きな負担となるため、車で山頂に行くことが可能になった時点で廃止すべきであるという意見があるものの、存続するか廃止するかは、山頂公園整備実施計画及び、農道完成後に再度検討し、判断すべきであり、当面、安全輸送の徹底、経営の合理化、及び利用者の増加対策を図られ、特に、山頂公園の整備については早期完成に努められたい」という内容のものです。

この背景には、NHKなど民間テレビ放送各社が資材や人員輸送の手段としていたこと、利用客については、当初、年間9万9,000人の利用があったが、余暇利用の多様化、山頂整備が当時不十分なことなどの理由により、平成元年度には5万280人、平成4年度が4万5,470人、平成7年度が2万9,627人と減少傾向にあり、山頂までの道路完成開通後は、ロープウェイの利用客がさらに減少することが懸念されること、毎年多額の繰入金を要し、財政の大きな負担となっていること、また、ロープウェイ施設の老朽化が進み、施設改修費が年々かさむことから、運営はさらに厳しくなることが予測されることなどなどでありました。

ちなみに、道路完成後の利用客を見ますと、平成16年度が3万7,494人に対し、 平成17年度が2万7,272人で、減となっております。

このように、利用客の減少による多額の財政負担、施設の安全性など、緊急性があるに もかかわらず、道路完成後までに至る経過報告はもちろんのこと、懸案事項について、一 回も検討協議会を開催されないまま今日に至っており、全く検討協議会の存在を軽視した ものと言えます。当局の御所見をお尋ねいたします。

次に、ロープウェイ施設の安全性についてでございますが、既に過去の一般質問や委員会において同僚議員がたびたび指摘していますように、老朽化が進み、東京索道が示して

います耐用年数によると、ゴンドラは平成元年に更新されていますが、ロープの耐用年数は30年で、既に17年を過ぎており、鉄塔に至っては耐用年数は40年で、2本とも7年を過ぎております。

国土交通省が示す技術性の基準や防府市大平山索道運転取扱規程や、索道施設保守規程に基づく整備、点検、検査については、毎年、平均約1,000万円をかけ、機器の交換、修理、保守・点検が行われております。市長は、「安全基準をクリアしているということにおいて、自信と責任を持って運営をさせていただいております」と言われておりますが、JR福知山線における多数の犠牲者を出した事故や、今年6月、シンドラー社製のエレベーターによる高校生がドアに挟まれた痛ましい事故など、絶えず大切な人の命の安全性を最優先に考えなければなりません。

東京索道が平成8年9月に示している大平山ロープウェイ整備工事計画によると、平成16年に第1号支柱交換工事が8,700万円、平成17年に第2号支柱交換が6,500万円、平成18年度にロープ交換が9,500万円、計2億4,700万円の概算金額が提示されております。施設の安全性について、どのように考え、事故が起きたときの責任の所在はどうするのか、お尋ねいたします。

次に、健全な財政運営を推進する「行政改革」における索道事業特別会計のあり方についてでございますが、平成13年7月、防府市行政改革大綱が策定され、平成14年推進計画策定指針が示され、健全な財政運営を基調とし、特別会計の健全推進を図るとされております。索道事業特別会計への繰出金は、平成9年度が7,500万円、10年度が9,960万円、11年度が8,220万円、12年度が7,430万円、13年度が7,360万円、14年度が8,700万円、15年度が8,220万円、16年度が8,150万円で、松浦市政の8年間、約6億5,600万円の繰出金をしていることになります。毎年の決算における監査委員の指摘事項でも、運営の改善を図るとともに、運行の安全を期されたいとされております。

申すまでもなく、特別会計は特定行政目的のために一般会計と区分して整理する必要があるとされており、索道事業は基本的には収支を伴う観光事業という独立採算が建前であるうかと存じます。もし民間企業であれば、まず、経営責任が問われて当然と言えます。市長の申されます経営的観点に立っての行政改革、特に最重要項目であるA項目としての検討も先送りされるなど、2市4町合併から離脱し、単独市政を運営する上からも、多額の財政負担、施設の安全性を考えたら、なぜ問題解決に向け、指摘されるまでもなく、諮問機関とも言える索道検討協議会への協議をされてこなかったのか。

平成16年、17年に、ようやく同僚議員の指摘により、平成18年の早い時期に開催

するとのことでしたが、既に9月に入っております。市長の改選前、すなわち任期内に協議会を開催することが市長としての責務ではないかと思います。市民が主役、そして直ちに行う重要施策を市民にどのように釈明されるのか、市長の政治姿勢をただし、壇上での質問を終わります。

議長(久保 玄爾君) 22番、大村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 大平山ロープウェイのあり方についての御質問にお答えいたします。

まず、索道事業検討協議会の存在についてでございますが、御承知のとおり、大平山口ープウェイは昭和34年より営業を開始いたしまして、47年間の長きにわたり、防府市及び大平山のシンボルとして市民に親しまれているとともに、誇り得る防府市の観光資源の一つであると認識をしております。

このように、観光の振興に寄与し、市民に親しまれているロープウェイでございますので、市といたしましては、できる限り今後も存続させていきたいと考えておりますが、そのためには、近い将来における施設の老朽化への対策等は避けて通れない問題であります。

そうした状況の中、今後の運営方針を探るため、平成9年11月に防府市大平山索道事業検討協議会を設置し、平成10年10月まで、7回にわたり御協議をいただきました結果、ロープウェイの存続については山頂公園完成後に再度検討し、判断すべきであり、山頂公園完成後のロープウェイの状況を把握するまでの間、同協議会は休止することとなった次第でございます。

索道事業検討協議会の再開に向けましては、休止後、相当の年月を経過し、当時とは社会情勢も変わってきておりますので、当時の委員構成団体を基本にしながらも、より多くの意見を取り入れるために新たな委員構成団体を加え、同協議会を再開し、対応してまいりたいと考えております。

次に、施設の安全性についてでございますが、職員による日々の始業点検を始め、専門業者による毎年の法定検査の結果を受け、修理や部品交換など、施設整備を計画的に実施し、お客様が快適に御利用いただけるよう、日々安全輸送に努めております。

議員御指摘の支索、支柱の耐用年数についてでございますが、専門業者が索道事業者からの問い合わせに対して目安として提示したものであり、施設の寿命や交換時期を示したものではないとの回答を得ております。

したがいまして、耐用年数を過ぎているから即交換が必要ということではございませんが、市といたしましては、安全性を担保するため、専門業者による自主検査を年次的に確

実に実施してまいっております。

最後に、健全な財政運営を推進する行政改革における索道事業特別会計のあり方についての御質問にお答えいたします。

索道事業の経営は厳しい現状ではありますが、平成17年度から人員の削減、営業日の 見直しにより、1,500万円程度の運営費を削減するなど、経営の合理化を図る努力を 続けております。

これまで47年の長きにわたり、防府市及び大平山のシンボルとして市民に夢と希望を与えてくれたロープウェイでありますので、先ほど申し上げました索道事業検討協議会にお諮りし、御協議、御意見をいただいた上で、今後の索道事業のあり方について慎重に判断してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

議長(久保 玄爾君) 22番。

22番(大村 崇治君) 私が質問したとおり、全くなってないじゃないですか。市民が主役とかねがね言っておられますが、まず、前の橋から渡って、私は、来てくれというのは。例えば、工事の完成間際、ほとんど市民参画の協議会、委員会にしても、現場の状況を見てもらって、問題点があったらどうしようかと、それが全く行政の責任ではないですか。そういうこと全然、今の答弁、どうですか。完成までは休止の状態ですか。全く他人任せじゃないですか。

それと、同僚議員の質問に対して、18年の早い時期にやると。今、18年の早い時期ですか。もう上半期は終わる状態ですよ。やはり市長は自分の任期中にそういう問題、重要施策、直ちにする施策、なぜ任期前に責任を果たされなかったか。ちょっとその辺、まず言ってください。

議長(久保 玄爾君) 市長。

市長(松浦 正人君) よく質問の趣旨が私には理解できません。もう一度わかりやすく御質問ください。

議長(久保 玄爾君) 22番。

22番(大村 崇治君) 何の工事でも、何でも施策、重要な施策やったら、いろいろな検討協議会やら委員会、市民を巻き込んだ団体があるでしょう。やはりそういう完成間際になったら現場を見てもらって、今からの問題点、こうやるが今後どうしましょうかと、そういうサービスがあって当たり前ではないですか。それは極端に言ったら市の責務じゃないですか。それをまず私言いたいんです。後段はそういうこともあってまた指摘されて、18年度の早い時期にやると、答弁、担当部長も言うちょると。それで、実を言うと4月

には、そういう働きをしたけれどもそれはやらんでいいということ。 6 月、選挙が済んでもそれはやらんでいいと。委員の問題もなんか改ざんしようとしてもいる。どうなんですか、一体。それをしっかり言ってください。

議長(久保 玄爾君) 市長。

市長(松浦 正人君) 今、前段の完成間際というのは何の完成間際ですか。

議長(久保 玄爾君) 22番。

22番(大村 崇治君) 工事の完成間際と言うたでしょうが。公園の工事の完成間際ですよ。そういう懸案事項を抱えて、それをほったらかしに、何で来ちょるかということを言うんでしょうが。

議長(久保 玄爾君) 市長。

市長(松浦 正人君) 山頂公園の完成間近に、索道検討協議会の委員の方々に現地を御視察いただかなければならない理由があるんですか。

議長(久保 玄爾君) 22番。

22番(大村 崇治君) 全然問題外のことだから、それはもういいです。それは、あなたと考え方が違うんだから。なっちょらん。私が言いたいのは、そのときちょうど、駐車場の料金の問題もあったでしょう。全く市民にも知らされない状態で条例化されようとしたでしょう。やはりそういうことは市民を巻き込んで話をしなさいということなんですよ。もういいです。

次の、施設の安全性でございますけれども、索道の整備事業は東京索道と思うんですけれども、あなたがそのように明言されても、過去の日航のいろいろなトラブル、何にしても、最終的には、しっかりやっているからとかそんな問題ではないでしょう。やはり、きっちりした責任が問われるわけですよ。あなたはやすやす言われますけれども、大切な命を預かる以上は、やはり向こうが言うふうにやるんだったら、施設の改修をやりかえんにゃいけんのじゃないかということを私は言っとるんです。それが、やはり今、社会通念上そういうことは、通るか通らないかの問題を私は言っとるんです。その辺はどうなんですか。

議長(久保 玄爾君) 産業振興部長。

産業振興部長(桑原 正文君) 今の支索、支柱等々の施設のいわゆる老朽化がきておりますという御指摘の件なんでございますが、先ほど市長が壇上で答弁いたしましたように、耐用年数というものは業者の方からの提示でございまして、絶対的な年数ではございません。いつでしたか、議会でも御報告申し上げたことがあるかと思いますけれども、例えばの例でいいますと、今、支索、ワイヤーロープなんですが、これが、基準の直径がも

ちろんあります。その直径を下回ってきますと、これは当然交換というのが必要になってくるんですけれども、現在はその基準をまだまだ超えているということで、言いかえれば、使用に十分まだ耐えられるということになっております。支柱の方にいたしましても、定期的な点検の結果、まだまだ十分に使用に耐えるということでございますので、現在、そういった意味での保守安全には心がけながらも、施設の交換を早急にしなければならないという状況にはなっておりません。以上でございます。

議長(久保 玄爾君) 22番。

22番(大村 崇治君) それは、どこでも大切な命を預かるところは皆、一生懸命やっておられます。しかし、いつ事故が起きるかわからんのです。では、仮に業者側からそういう提示を受けちょる以上、それがもし起きたときはどうなるんですか。やはり指摘されちょって全然やっとらんじゃないかと。何ぼやっちょったって、それは理由にならんでしょう。そういうことやらも含めて、いろいろなこと、重要な問題があるということを言っとるんです。

それから、行政改革の問題です。市長は私のいつかの質問でも、商いをやっている以上、経営のノウハウを持っていると。松浦商店だったらええでしょうけど、それは。毎年8,000万円も近く繰出金をするようなのが、そんなのが経営できるわけないじゃない。私は特に言いたいのは、まだこれは別の機会でも言いますけれども、ちょっときょう、よく言っておかなければいけないけど、健全財政、よくためちょると、そう言われるけど、12月議会でも議会の方から市民サービスが停滞しておると。道路もでこぼこだらけ。例えば、公園の例をとりますと、街区公園なんか平成7年から今日まで何の手当てもされておりません。まして、事故がありまして以来、ほとんどの公園から遊具が撤退されております。それはまたそのまま補修も何もされておりません。私のところの公園は便所に落書きが書きっ放し。

私が言いたいのは、そういう小さな目線の届く行政をまさに市長がやろうというなら、 それやっちゃったらいいじゃないですか。これだけのあなた、むだ金つぎ込んで。特別会 計のあり方という。それで、助役やら総務部長やら財務部長は一体何を考えちょるんかと。 それで、もう一つ言わせてもらえば、この前の行財政の後期計画ですか、効果一覧表、 これは記者発表されていますより、あの中に、効果類4億4、ファフロ2、000円とあ

これは記者発表されていますよね。あの中に、効果額 4 億 4 , 7 7 7 万 2 , 0 0 0 円とあります。何と、遊休資産の処分がその中に 1 億 6 , 0 0 0 万円入っている。これが行政改革と言えますか。ちょっとこれ、財務部長と助役、総務部長、言ってください。こんなことが堂々と記者会見されてまかり通るのかと、私は言いたいんです。税金は上がるとか、そういうことばかりじゃないですか。

議長(久保 玄爾君) 助役。

助役(嘉村 悦男君) 行政改革の項目の中で、いわゆる健全な行財政の中で、いわゆる遊休資産の売却といったものもちゃんと項目で挙げております。その中で、成果のあったものは数値として、外すことがおかしいのではないかなと、そのように思っております。行革のいわゆる計画書、前期、あるいは後期、何度も発表させていただきましたけれども、遊休資産の売却というのは、行政改革の項目に入れております。その結果として、入った数字はきちんと発表、公にするというのが私どもの当然の責務だと、そのように考えております。

議長(久保 玄爾君) 22番。

22番(大村 崇治君) 全然違うじゃないですか、あなた。あそこが企業会計だったら貸借対照表、財産というのは資産じゃないですか。そしたら今から問題の大きな駅前の遊休地をこれはみなあれですか、行政改革の効果の中に入れてんですか。やるという気持ちはわかるんですよ。そういう費用対効果であらわすような数字かというのを私は言いたいんです。財務部長、どうかい。(「それは議長、違うんじゃない。質問……」と呼ぶ者あり)

議長(久保 玄爾君) 財務部長。

財務部長(中村 隆君) 一時的な、いわゆる収入でございますけれども、民間にこれが移るということになれば、その後についてもいわゆる税収入等々、または雇用の増大とか、そういった面にも結びついてくるというふうにも思っております。

議長(久保 玄爾君) 22番。

22番(大村 崇治君) 今、ほかの議員から関連がないと、何が関連ないかい。みんな、行政改革やら堂々と言うちょってじゃないですか。それから、今の答えの中に、17年度決算で1,500万円の努力をしたと。何でもないこと。これは予算組み替えしているじゃないですか。もうそんなことをしゃあしゃあやって、行政、一体どねえな運営をしようとしちょってんですか。

最後に もう言いません。今後も存続させていただきたいと。この理由をひとつ、市 長、何ですか。言ってください。

議長(久保 玄爾君) 市長。存続理由。

市長(松浦 正人君) ロープウェイ、議員と私、そのロープウェイの存廃についての基本的な考え方が違うようでございますので、議論がすれ違うのはやむを得ないと思いますが、よくお聞きしておいてください。例えば、徳山には徳山動物園があります。これは、2億二、三千万円、一般会計で丸々面倒を見て、徳山の動物園を運営しているわけなんで

す。徳山にはロープウェイはございません。それから、宇部にはときわ公園、すばらしい公園がございますが、ロープウェイはございません。山口にもロープウェイはございません。防府市にはロープウェイが、それもあれだけの長い距離の間、あれだけの高いところまで運んでくれるロープウェイがある。

議員も年に一度や二度は乗っていただいていると思いますが、その回数をもうちょっと ふやしてもいただきたいとお願いもいたしたいと思いますが、今、仮に7,000万円、8,000万円、8,000万円の金額になっているんですけれども、公園維持費を除いて、索道だけのことを考えてみました 5、700万円なんです。5,700万円から6,000万円ですね、赤字、一般会計からの繰り入れは。

そうすると うなずいておられる議員さん多いんですけれども、そうすると、市民 1人頭500円なんですよ、500円。6,000万として。その1年間の500円というものを一般会計から出していくことが、果たしてぜいたく三昧をやっているということ になるのか。

例えば、家族でみんなで年に1回御飯を食べにどこかに行ったとしましょう。そうしたらそこで五、六千円、みんなで金がかかったとしましょう。それをある人はぜいたくをしていると言う人があるかもわからない。しかし、そうではない。みんなが500円ずつ、600円ずつためてきたお金を、家族みんなが節約したお金を、お母さんが節約したお金を持って年に1回ファミリーレストランで五、六千円の料理を食べたと。それをぜいたくだと、けしからんと、こういうふうに言うのか、それとも、つつましやかにやって、そのぐらいのことを年に1回のことはと、こういうふうに思うのか、それはもう感覚、感性の問題でありましょう。

私は、多くの子どもたちや多くのお年寄りの方々やら、いろいろな方々がロープウェイに来られて、よかったねえ、すばらしかったねえ、いい見晴らしだねえと、こう感嘆の声を上げながら、上っていかれる姿を年に4回も5回も拝見しておりますし、他市から訪問された方々にも、他国から訪問された方々にも、真っ先にロープウェイに乗っていただいて、上りのあのゆっくりしたところから眺めをしっかり眺めていただくと。こういうふうなことで、私は誇りに思っております。誇りに思っている索道事業でございまして、事故のないように十分に配慮しながら、年間市民1人頭500円、600円、お出しいただいておる事柄を、少しでもそれを400円になるように、あるいは450円になるように、経営の努力をしながら私は存続をしていきたいと、私は思っております。

一方では、行政改革を厳しく進めながら、いろいろな事柄にも気をつけていっているわ

けでございますので、どうぞその辺は、索道検討協議会ですか、また近々、新しいメンバーにお願いをすることとなるわけでございます。そちらの方で、いろいろな角度から御協議もいただきたいと、このように考えているわけでございます。

議長(久保 玄爾君) 22番。

22番(大村 崇治君) 私は、ちょっと全然違うと思うんですよ。今、もろもろ言っておるのは、やはり、基本的には、健全財政を進める中にこういう問題があるけれども、それはどうかという。それは検討協議会というのがあるのだからそれをやれと言うんです。それを開けばいいというのに、それを今日まで放置しておる。そういうことに問題があるんです。それは、私も腹案、いっぱい持っておりますよ。あなたが今言われた親しまれるものだからいいという、例えば、下関なんかは15年度に廃止しています。収入は、1,700万円ぐらいだったと思うんです。繰出金は9,000万円です。どうですか。やはり今は市民の強い要望の中で、全く今、私のところがやろうとしております観月会とか正月とか、そういうときに運行しているんです。そういう話も何もないままに、あれは私がいいからそれでと、そういう理論を言うちょるんじゃないんです。わかるんです。何でそういう市民参画の中で進めてこられんで、そういうことを言われるかということです。

行政改革の面で言わせてもらえば、まことに、もうお金が十分あると言うけど、さっきもいろいろなサービスが停滞している。これは7月ですか、総務省が発表していますよね。いわゆる、市でいう、自治体の貯金に当たる財政調整基金とか減債基金、これは、各市町村苦しい中でも35%の減でやっておると。裏を返せば一生懸命市民サービスやら施策をやっていきよるんです。うちの場合はどうですか。プラス37ぐらいでしょう。差し引き60%の差がある。いかにそういう施策やらサービスをやっておらんということです。それを執行部の者は皆、お金があるとかどうとか言う。私が言うのは苦言ではないんです。市政全般の中でそういうことをしっかり見据えてやっていってもらいたいということを言いよるんです。わかるんですか。それをちょっと。助役でもいい。言ってください。

議長(久保 玄爾君) 助役。

助役(嘉村 悦男君) お答えします。昨日は、大型事業、新体育館とか、あるいは焼却場とか、大丈夫であろうかというような質問をいただいたところでございます。ですから、いわゆる健全財政を目指す上において、行政改革は避けて通れない、そのような問題と思っております。

なお、前期計画は、行政改革というような視点でありましたから、例えば、行政改革は、 システムをやりかえるんだというようなところで、行政改革をやってお金がたくさんかか ったといったようなものもありました。例えば、いわゆる、戸籍の電子化あたりについて は、かなりのお金をかけてシステムを変えることによって、市民の利便性が上がったといったものもありましたし、あるいは、電算のIT化については、これはかなりのお金がかかってきますけれども、システムを変えることによって、いわゆる市民サービスの向上といったものも目指してもまいりました。しかし、後期計画においては、今度は、行政改革から行財政改革という視点に後期計画は向けておりまして、いわゆる健全な、地方交付税が下がるというようなことで、財政改革を目途として後期計画に入っているところでございます。

その中で、市民体育館あるいは焼却場の建設を目前に控えているというときには、どんな、いわゆる健全な財政を、それを建設したとしても、健全な財政、コンパクトシティをつなぐためには、やはり財政調整基金は今ためて、今蓄えておかないと、昨日の質問にありましたけれども、市民体育館を建てて、あるいは焼却場を建てて、このままで大丈夫かというような御質問がありましたが、いわゆる中期計画では投資的経費がそのところ、ぐんと上がるわけです。それに対して、起債等について大型の起債が約150億減るであろうと。その中にあって、いわゆる大型事業を投資していくということで、ただ単に財政調整基金が増えたというのではなくて、そういう展望のもとに、財政基金を少し増やしているという財政運営をいたしております。そのあたり、中期的な財政見通しに基づいて、今は財政調整基金が膨らんでいるのだということについても御理解を賜りたいというふうに思っております。

議長(久保 玄爾君) 22番。

22番(大村 崇治君) 非常に苦言を呈して嫌われるようですけれども、結局、防府市の将来を思って我々は言いよるわけでございまして、だから、そういうことはわかるんです。だけど市民にはわからんのです。だから、ようけお金が余っているとか、そうじゃない。私が言いたいのは、松浦市政8年間、何のビジョン、将来の施策が発表されないまま、そして今度大型プロジェクトをやると。しっかり きのうの説明でも皆議員は不安があるから言いよるんでしょ。そしたらもう、ごみの問題でも、施設整備計画は来年出さんにゃいけん。後には体育館の問題があると。そうしたら、体育館は、じゃ、どうするかと。ではプールは位置はどうするか。プールは弱っている。それを含めて、今、ことし介護保険法が改正されて、支援サービスが受けられんようになると。そういう問題が目の前にある。そしたら、市長は親切にそういう問題はこうしますとか、そういうことをまさに求めている、不安があるから皆議員は質問しているんだから。

だから、まだ本当にいっぱいありますよね。公会堂はもう大改築をしないといけない時期が来ている。総合計画にも載っておりました福祉センターの問題やら。そういうことを

市長はやはり、将来ビジョンをどう考えるかというのを表に出して言われたらいいんです。 まさに私は今、体育館とごみの問題というのは、議員も特に心配しているというのはそう いうことを言いよるんです。だから今、まだわからんからとか、そうじゃなしに、それが トップの決断じゃないかと私は思うんです。そういうことを言っているんです。

議長(久保 玄爾君) 助役。

助役(嘉村 悦男君) 大変、市行政の懸案課題について議員の皆様に御心労を煩わせておりますけれども、本年度予算で新体育館、あるいは焼却場についても、当初予算で御承認をいただいて、今、焼却場をどのようにするかというふうに取り組みを始めたところでございます。だから、そういう計画については、事務的にごみの減量化をどうするか、あるいは焼却場の建てる位置をどうするのかとか、お金はどれだけかかるかとかいうのを今まさにやっております。ですから、それは、3月議会で御承認をいただいたから予算化ができて、今まさにやっておりまして、結果については、それは当然、議会、市民の方に発表するのは当然のことでございます。

新体育館の建設につきましても、部内においては、かつては体育施設将来構想検討委員会という部内の組織を持って、いつもこれは常設でありますけれども持っておりました。それで、新体育館を建てたらどうであろうかという一般質問等もいただいておりましたけれども、昨年、いわゆる新体育館の必要性、老朽化しているというところで初めて、この17年度において新体育館に向けて踏み切ろうというところで、今まさに18年度において、その体育館をどのようにするかというのを、まさに検討いたしております。無論、建てる場所も、あるいは費用もどのようにするかというのがまさに検討中でありまして、それらの結果については、9月議会でも予算化について補正をお願いいたしておりますけれども、それらがつけば、その議論、策定の中身といったものがどんどん進めていけるものと思っております。その結果として、例えば、本年度であるならば、その策定した結果についてまた御報告申し上げるというのは我々当然の責務だと思っておりますので、やはり、議会におきまして、予算、それらの策定業務をするということについては、きちんと予算を出しまして、議決をいただいて、それでもって我々が作業に入るというところでございます。

ですから、今、入り口論で、さあどうなるのか、こうなるのか、今、策定する予算を出している段階で、さあ、結果はどうなるのかと言われても、ちょっと私どもがまだ作業に入っていないところ、結果を得ていないところについて、幾らかと言われても、ちょっとよう、結果については、現段階では発表し得ません、御説明し得ませんけれども、それらの策定作業、事務等が進めば当然きちんと御報告を申し上げていきたいというふうに思っ

ております。これは、費用面も含めてでございます。

議長(久保 玄爾君) 22番。

22番(大村 崇治君) 市長さん、よく理解していただきたいのは、何もかも反対というのではないのです。それはやはり、その前段のもの、説得をしていくというのは責務ですから、そこで、私はこう思っていると堂々と言われて進めていくのが、やはり公平・透明性の市政と思うんです。したがいまして、一日も早く検討協議会を再開して、あなたの思いをぶつけられたらいいんじゃないですか。今言うように、すべてが密室の協議的なことではなしに、小さいことでもやはり議会にオープンにして、やはりそこで、よい意見というのが私は出てくると思うんです。やはりそういうことを進めていただきたいと。それから、行政改革の今の遊休資産の処分の問題は、この事業効果に載るというのは、私は全く全然違う問題と思うんです。それはまた、よく検討してください。

以上で私は終わります。

議長(久保 玄爾君) 以上で、22番議員の質問を終わります。

議長(久保 玄爾君) 次は、16番、藤野議員。

〔16番 藤野 文彦君 登壇〕

16番(藤野 文彦君) 藤野文彦でございます。通告に従いまして、1点ほど質問いたしますので、執行部におかれましては、前向きな答弁をお願いしておきたいと思います。それでは質問に入ります。

市税等の滞納処理について。

バブル崩壊以降の日本の景気は、皆さんも御承知のとおりで、さんざんなものでございます。また、国が推し進めております三位一体改革により、財源確保のため、ますます地方自治体は英知を出し、市政を運営していかなければならない時代となってきております。

我が防府市においては、既に行政改革を進められ、大きな成果を生み、安心、安全、元気の出るまちづくりの推進と、今後の見通しも明るいと市長も申されています。そこで、市税等の滞納処理については、職員は、日夜にわたり、いろいろと対策をとり、御苦労されていると思います。市税を含め、税金の納付は、国民、住民の義務、すなわち自己の立場に応じてしなければならないことであり、ひとしく納付されなければなりません。しかしながら、滞納者の中には、うっかり忘れにより、督促状で気づかれ納付される方もいらっしゃれば、どうしても納付ができないから懸命に努力し、分割してでも納付しようとする方、滞納していても一向に納付しようとしない方もおられるのが現実ではないかと思います。

そこで、お尋ねいたします。防府市の17年度の市税収納実績について、現年度課税分、 過年度繰越分の収納金額及び収納率はどのようになっているのか、また、県内の他市と比 較して、どの位置にあるのでしょうか。

次に、滞納者に対しているいると対策等をとっておられることと思いますが、例えば、以前、電話の公売について、市広報のお知らせ欄でよく見かけておりましたが、最近は、携帯電話等の普及により、競売しても参加者がないのか、見受けられません。17年度の防府市での差し押さえ物件対象は、どのような動産、不動産を差し押さえられたか、件数は何件で、その差し押さえ物件の公売実績はどのようになっておるのか、何件で、その金額は何円で、滞納額の何%になっておりますか、お答えください。

滞納者と面接し、差し押さえ、換金することは、大変な事務だと思います。だからと言って、この事務を怠ることは決してできません。もし、この事務を軽視したなら、不納欠損処理額が増大することになり、まじめに納付した市民との公平さを欠くことになります。このようなことがないようにしなければならないためにも、滞納処理について、従前の処理以外に新たな処理、召集方法、例えば、市内各地に店舗がありますコンビニストアは24時間営業、年中無休であります。納税者にとりまして、大変利便性がよく、納付しやすいシステムと考えます。こうした事務改善等、考えておられるのかどうかお尋ねいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長(久保 玄爾君) 16番、藤野議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 市税等の滞納処理についての御質問にお答えいたします。

平成18年度地方税制改正では、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止等が実施されることとなりました。このように、国から地方への本格的な税源移譲が決定し、まさに、税負担の公平性確保に加えて、本市財源の安定確保の観点からも徴収対策の強化が急務となっております。

本市においては、税等の徴収対策を強化するため、平成16年4月に収納課に徴収対策推進室を設置し、高額滞納や徴収困難案件の対策を強化して、滞納処分を進めてまいりました。これらの取り組みにより、平成16年度の市税現年度分収納率は、平成10年度以来6年間続いた97%台から98%台に回復いたしました。平成17年度も同様で、本市の市税現年度分収納率は、ここ数年堅調に改善してきております。

なお、御質問にあります平成17年度の市税の収納状況については、後ほど担当部長か

ら詳しく説明をいたします。

次に、滞納者に対する差し押さえでございますが、税負担の公平性確保の観点から、担税力がありながら納付しない滞納者に対し、地方税法及び国税徴収法による差し押さえ処分を適時執行しております。平成17年度は249件の差し押さえを行っておりますが、詳しくは後ほど部長より説明いたします。

次に、従前の滞納処分以外の新たな処分、徴収方法でございます。御質問にもございましたように、電話加入権はNTTが将来の廃止を決めたことから、換価価値が約2万円台に低下しており、差し押さえ対象物件としては重視しておりません。不動産も簡単に換価できませんが、差し押さえできる財産が不動産しかない場合には、差し押さえを実施しております。特にこの数年来重視しているのは、換価が容易な給与、預金などの債権でございます。また、これ以外の財産では、自動車などの動産の差し押さえと、これらの物件のインターネットでの公売を検討しております。

次に、御指摘をいただきましたコンビニ納付でございますが、納税環境の改善により、収納率向上を図る上で、まことに時宜を得た御提案だと思う次第でございます。先ほども申し上げましたが、平成18年度税制改正による税源移譲等により、今後、財源の安定確保には、税等の徴収力の強化が極めて重要な課題となります。そのためにも、差し押さえ等の的確な執行による滞納処分の強化とともに、納税者が選択できる納付方法を拡大し、納付の利便性向上による収納率の向上を図ることが重要でございます。

御承知のように、コンビニは年中無休、24時間営業であり、全国に店舗網がございますので、市内の納税者はもちろんのこと、市外、県外の納税者にとっても納付の利便性は格段に改善されます。また、コンビニ納付は、既に実施している自治体では収納率が向上しているところであります。本市においても、このようなコンビニ納付は早期に実施しなければならない重要な課題であると考えている次第でございます。

平成18年度から防府市IT推進本部に、公金収納推進班を設置し、研究をいたしておりますが、平成19年度からの一部実施に向け検討してまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

冒頭申し上げましたが、税源移譲により、税額が大幅に増額されるといっても、それが 自動的に税収増に結びつくのではなく、徴収率向上に向けた努力があって、移譲された税 源は税収として生かされるものでございます。

このことをしっかりと踏まえ、今後も税等の徴収、滞納整理につきましては、調査・折衝・処分を法に基づいて適時、的確にしっかりと行い、税財源の安定確保を図っていく所存でございます。

先ほども申し上げましたが、細部につきましては、引き続き財務部長より答弁いたさせます。

議長(久保 玄爾君) 財務部長。

財務部長(中村 隆君) それでは、私の方から、平成17年度の市税の収納状況、 それから、滞納者に対する平成17年度の差し押さえの実績について御説明させていただ きたいというふうに思っております。

まず、平成17年度の市税の収納状況でございますが、現年度課税分につきましては、収納額161億2,215万290円でございます。収納率は98.11%。滞納繰越分につきましては、収納額1億9,227万9,977円でございます。収納率は12.32%でございます。市税全体では、調定額179億9,249万1,699円に対しまして、収納額は163億1,443万267円で、収納率は90.67%でございます。

次に、差し押さえの実態でございますが、平成17年度中の差し押さえ件数は、不動産89件、8,769万1,930円でございます。電話加入権につきましては14件、990万4,790円でございまして、給与、預金等の債権につきましては146件、6,800万7,671円でございます。合計で249件、1億6,560万4,391円でございます。このうち市税は1億3,594万7,106円でございまして、市税滞納金額の15億5,987万2,808円の8.72%でございます。ちなみに、防府市の差し押さえ執行件数でございますが、これ17年度、249件と申し上げましたが、これは下関、周南市に続いて第3位という状況でございます。

それから、平成18年3月末の現在差し押さえ中のものは、合計で397件でございまして、6億1,922万8,396円でございます。市税滞納額の39.70%を占めております。残りの約6割の滞納につきましては、当該の滞納者の方が分割納付など誠意ある対応を示していただいておりますので、差し押さえに至っていないという状況でございます。

また、差し押さえ物件の公売でございますが、平成17年度は電話加入権を2件公売いたしました。公売金額は2件で5万円でございました。不動産公売も本年3月に、県内都市では宇部市に次いで2番目に実施をいたしましたんですが、これは宅地を公売にかけました。残念ながら、買受人がおいでになられませんで、公売については不成立となっております。この物件は、今年10月にもう一度、最低価格を調整させていただいて、再度公売をする予定でございます。

なお、これらの差し押さえによりまして、平成17年度は4,519万7,131円の

滞納金を回収いたしておるところでございます。以上でございます。

議長(久保 玄爾君) 16番。

16番(藤野 文彦君) インターネットの公売等を検討しているということで、前向きな御回答をいただきましたけれども、二、三点、この中で再質問させていただきます。

差し押さえの金額等につきましては、あるいは、それにおいての公売実績等、膨大な数字でございます。1度聞いただけではちょっと覚え切れないような数字でございますから、この公売について、今までどういうふうな公売方法をとっておられたのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

議長(久保 玄爾君) 財務部長。

財務部長(中村 隆君) 公売でございますけれども、現実は今、例えば電話公売権、電話の加入権の公売、それから、昨年、最初に取りかかりましたが不動産、土地でございますけれども、そういったものの公売をしておるのが現状でございます。

議長(久保 玄爾君) 16番。

16番(藤野 文彦君) 今、それは聞いたわけですけれども、例えば、先ほども壇上で申しましたように、市広報等のお知らせ欄等で、そういう公売の方法、周知をしているかと、そのことをちょっと聞いたわけでございます。

議長(久保 玄爾君) 財務部長。

財務部長(中村 隆君) 御無礼しました。これは当然、いわゆる国税徴収法にのっとって公売をいたします。換価をいたすわけでございますので、公告の時期等、定められております。これは10日前ということでございますが、当然、市広報にも掲載をいたしますし、また、公告もさせていただくという状況でございます。

議長(久保 玄爾君) 16番。

16番(藤野 文彦君) それでは、いろいろ公売で、なかなか公売も不発に終わるということもあるようでございますが、時間も余りありませんから、ちょっと、他市で今、インターネット公売等されているところがございます。その状況等を紹介し、どういうふうに執行部が考えられるか後で聞きますけれども、これは、自治日報の新聞でございますけれども、まず、福岡市、市税滞納処分等の差し押さえ物件ということで、35点がすべて落札と。この中で、読みますと、滞納処分で差し押さえた物品のインターネット公売の入札があったということで、落札価格は計約154万円に上がったと。市税の財務部では動産の高値売却が見込まれることが確認できたと。今週のネット公売では、自動車、バイク、不動産などの出品対象も対象として検討したいと。さらに、インターネット公売を積極的に活用する方針だというふうに言われております。

今回出された版画、掛け軸、イヤリング、グラス、家具、家電など計35点で、入札参加数は計1,129件、このうち、ピカソの版画は見積価格5万円に対して86人が参加し、結局、54万3,500円で落札されたと。もう一つは、ユニークな事例では、見積価格50円のモーニング娘の写真つきの手鏡に11人が参加し、落札価格は620円、50円のものがですね。そういうユニークな事例も上がっております。また、見積価格1円、1991年製のテレビは、14人が参加し、1,100円で落札されたというふうな、1円のテレビがそういうふうな価格でも落札されたというユニークな福岡市の例でございます。

もう一つ、川崎市で行われております。こうした関係で、ネットによります公売でかなりの落札ができると。市税の回収ができるということでございますけれども、このことについて、今後、このネット公売の取り組みについてどのようにお考えか聞かせていただきたいと思います。

議長(久保 玄爾君) 財務部長。

財務部長(中村 隆君) 今、御指摘いただきましたインターネット公売でございますけれども、効果といたしましては、いわゆる周知効果がある、それから、いつでもどこからでもこれに参加ができる、それから、入札でございますので、高額での売却が期待できる、また、それぞれ、私どもでシステム開発する必要がないんですよといったような利点がございます。特に、動産、それから自動車等々含めて、公売が今まで難しかったものが容易に公売ができるというふうな状況がございますので、私どもも、今御指摘いただきましたように、そのインターネット公売が、いわゆる公売にとっては、動産にとっては非常に最適であるということでございますので、積極的に、早急にこれを実施に向けて進めたいというふうに思っております。

議長(久保 玄爾君) 16番。

16番(藤野 文彦君) 早急にということでございます。ぜひ、来年度からでも実施していただければということを強く申し上げておきたいと思います。

それから、この税の収納に関しまして、口座引き落し、振り込みといいますか、あるいは郵便局で払うとか、銀行で払うとかいう方法があると思いますけれども、口座振替等の実績について、もしわかれば、加入率、そして県内どの順位にあるか、お願いをしたいと思います。

議長(久保 玄爾君) 財務部長。

財務部長(中村 隆君) 口座振替の加入の状況でございますが、これ平成17年度 末でございます。市県民税で31.06%、これは県内6位でございます。それから、固

定資産税は55.94%で、これは県内3位。軽自動車税につきましては22.33%で、これは県内8位でございます。市税の全体では37.61%ということでございます。この水準は、県内13市中の平均34.95%でございますので、2.66%を上回っております。県内第4位という状況に位置をしておるところでございます。

議長(久保 玄爾君) 16番。

16番(藤野 文彦君) 口座振替等については県内4位というふうな状況でございますが、さらに、市税等の収納率のアップのために、こうした口座振替等を積極的に納税者に対して周知をお願いしたいというふうに要望しておきます。

それから、コンビニの関係について、早急に実施してまいりたいということがありましたので、これについても、大阪府の事例を取り上げましてちょっと御紹介したいと思います。大阪府が自動車税をコンビニでこれを収納できるようにしたということでありますけれども、2006年の自動車税収納状況が発表されております。納期内の収納金額は前年度2億7,000万円を上回る684億2,000万円、収納率も2.2ポイントの増の76.5%となり、過去10年間で最高になったと。府税務室指導課によると、収納件数も1万4,000件増の191万6,000件になったと。軽自動車の買いかえが進み、課税件数が1.89%、課税金額も2.51%それぞれ減少していることから、同課は、実質的には大幅増と見ているということで、このコンビニ納付した5人に1人、そのうち63%が金融機関の営業外に利用されております。そうしたことで、このコンビニについては、納付者、納税者に対しては大変利便性が高いというふうに思いますので、ぜひとも早急に実施していただきたいことをお願い申し上げまして、ちょうど12時になりましたので、終わります。

議長(久保 玄爾君) 以上で、16番議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時 開議

議長(久保 玄爾君) 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。次は、9番、山本議員。

[9番 山本 久江君 登壇]

9番(山本 久江君) 日本共産党の山本久江でございます。通告の順に従いまして、 一般質問を行います。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、第1点は、高齢者増税の対策についてでございます。今年6月、市役所から届い

た市県民税の納税通知書を見て、税額が昨年に比べてはね上がっているが、何かの間違いではないか、これでは生活がやっていけないと、こういった声が多数上がりました。市の 窓口には問い合わせや抗議など、殺到したと聞いております。

高齢者をめぐる負担増は、この間、国の構造改革による医療費窓口負担の引き上げに始まり、介護保険料、あるいは利用料の引き上げ、年金制度改悪による毎年の給付額の引き下げ、老年者控除の廃止など各種控除の縮小、廃止、あるいはまた、生活保護世帯では老齢加算の廃止など、すさまじい規模で高齢者世帯にのしかかっております。

収入は全く増えないばかりか、6月支給の年金はマイナス0.3%の物価スライドで減っているというのに、税の計算上、所得が増えた形となり、税金が何倍にも増えた高齢者が続出しております。そして、計算上の所得や市県民税が増えますと、それに連動いたしまして、国民健康保険料や介護保険料も負担増になります。

介護保険料は、御承知のように3年に1度の見直しで、今年度から引き上げになりましたが、二重の負担増になってまいります。公営住宅の家賃、介護サービスの利用者負担、老人医療の窓口負担など、税額をもとに料金や対象が決められる制度にも影響が出てまいります。まさに、雪だるま式に負担が増えるというわけでございます。この増税が余りにも急激であり、世帯によっては増税と保険料の負担増だけで一月分の年金が吹き飛んでしまう、こういったひどいものになってきております。

そしてさらに大変なことは、来年以降も定率減税の廃止など、果てしない負担増が連続して押しつけられようとしていることでございます。事態は深刻で、高齢者の耐えられる限度をはるかに超えております。市としても、高齢者の声を真摯に受けとめることが必要ではないでしょうか。

そこで、質問をいたします。第1は、高齢者に対する負担増の見直しと、今後予定されている定率減税の全廃などの凍結を国にぜひ求めていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

2つ目は、急激な増税となる年金生活者に対する住民税軽減措置、増税の影響で負担額が増える介護保険料や国民健康保険料の一層の減額措置、支援策をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

この2点、よろしくお願いを申し上げます。

質問の2点目でございますが、教育施設の整備についてお尋ねをいたします。

何よりも将来を担う子どもたちが、安全で安心して学べる教育環境の整備が行政の最優 先の課題であるとの思いから、私はこれまでもたびたび取り上げさせていただきました。

第1は、小・中学校の耐震化についてでございます。

9月1日は防災の日でした。あの阪神淡路大震災や新潟中越地震でも、住民の避難場所にもなった学校ですけれども、その施設の耐震化は全国的にも大変おくれております。文部科学省がことし4月1日現在の公立小・中学校施設の耐震改修状況調査結果を公表いたしました。それによりますと、耐震化率は全国平均で54.7%、耐震診断実施率は67.9%となっております。ところが、山口県の小・中学校施設の耐震化率は43.1%と、全国ワースト5位にとどまっており、我が市の場合、さらにそれを下回る36.3%、特に、旧来の耐震基準でつくられた建物の耐震化は3.0%と低く、本格的な取り組みが急がれております。耐震診断につきましても、県平均が87.5%に対し、我が市の場合、65.7%とおくれております。

こうしたおくれについて、私は昨年の12月議会で早急な対応を求めてまいりましたが、御回答は次のようでございました。すなわち、小・中学校以外の市有施設とあわせ、実施することとなりまして、平成18年度で第1次診断を終える予定で、市の耐震化に関する計画策定委員会につきましては、第1次診断を終える平成18年度中に開催をし、耐震化基本計画を策定する予定です。こういう御答弁でございました。

ところが、その後、3月20日付文部科学省の施設助成課長及び建築指導課長通知がございましたが、その中で、耐震診断は遅くとも平成18年中に完了するよう通知が出されております。つまり、ことし12月中の耐震診断の完了を求めているわけですけれども、我が市において、その進捗状況と今後の取り組みについて、どのようになっているのかお答えをお願いしたいと思います。

次に、2点目は、防火シャッターの障害物感知装置等整備についてお尋ねをいたします。ことし6月7日、新潟県五泉市の小学校で、自動火災報知設備を含めた消防用設備の点検中に児童が防火シャッターに挟まれる事故が発生をいたしました。過去にも、平成16年、平成10年の死亡事故と、全国的に繰り返し事故が起こっております。万一、火災のときの延焼を防ぐための防火シャッターが子どもの命までも奪う凶器になってしまったわけでございます。7月31日、埼玉県ふじみ野市公営プールの事故もそうですが、これまでもこうした事故が何度も起こっていながら、その安全性の確保について徹底されておりません。

6月8日、文部科学省は、防火シャッター閉鎖作動時の危害防止についてということで、 各学校において防火シャッターの設置位置、あるいは役割、作動状況及び危険性等につい て児童・生徒などに繰り返し認識させ、特に小学校では、低学年の児童による事故の発生 が多いことから、入学後、できるだけ早い時期に危険性などについて周知徹底すること、 また、煙感知器や防火シャッターなどを点検する場合には、児童・生徒などの安全に十分 配慮をし、異常がある場合には早急に補修するなどの安全対策を求めております。

さらに、6月13日には、消防用設備の点検は原則、児童・生徒などの在校時には実施 しない、点検時には作業員を配置するなどの安全対策を徹底することを求めております。 こうした児童・生徒への安全対策は極めて重要なことであります。しかし、より大事なこ とは、シャッターそのものを安全なものにしていくということでございます。

昨年改正されました建築基準法施行令では、新築、増築、または大規模な改修などを行う場合には、防火シャッターについて閉鎖作動時の危害防止機構等の設置が義務づけられました。6年前に、埼玉県浦和市で男子児童が死亡する事故が起こったときに、国会の委員会では、障害物感知装置をすべてのシャッターに設置することについて、当時質問がありましたが、当時の文部省からは各教育委員会に指導していきたいという、こういう答弁がされております。市内の小・中学校の防火シャッターに障害物感知装置の設置を求めたいと思いますが、児童・生徒への安全指導、安全点検の実施の状況と今後の障害物感知装置の整備について、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

3点目は、小・中学校の補修等への対応について質問いたします。

児童・生徒が安心して学べるように、小・中学校の施設、設備の整備について、十分かつ迅速な対応が求められます。学校によっては、建築年度も古く、改築が必要な場合や、比較的建設年度が新しくても、雨漏りなどへの対応、さまざまな補修が必要となり、早急な対応が求められることが少なくありません。教育現場や保護者からの要望も多く、市としてどのように取り組んでおられるのか、その現状と早期に改善を行っていく今後の取り組みについてのお考えをお聞かせ願えたらと思います。

最後に、介護保険制度についてお尋ねをいたします。

4月にスタートいたしました改悪介護保険法のもとで、利用者が必要な介護サービスを 受けられない事態が生まれております。昨年10月から介護施設の居住費、食費が全額自 己負担となったため、負担増に耐えられず、全国的にも退所を余儀なくされたり、ショー トステイやデイサービスをやめた高齢者も少なくありません。

今回質問いたします軽度者、すなわち要支援 1、 2 と要介護 1 の人でございますけれど も、軽度者が介護ベッドや車いすなど、福祉用具を保険で使えなくなった問題も深刻となっております。従来の利用者への経過措置も今月末、 9 月末が期限とされておりまして、 高齢者の不安はますます高まっております。

これまでも介護保険の実態は、基盤整備のおくれ、保険料負担の重さ、低所得者にとっては利用料負担が大きいなど、保険あって介護なしと、こういうふうに指摘されてまいりました。今回は、介護保険の最大の看板であります介護の社会化まで変質させ、公的な介

護制度でありながら、保険料は払うが要介護度は低いとされた高齢者はサービスから外されるというような中身でございます。

ここに全日本民主医療機関連合会が、先ごろ改悪されました介護保険法のもとで、各地で噴出している問題と事例をまとめ、国と自治体に制度の改善を要望いたしておりますが、その事例の中では、例えば、在宅で人工呼吸器と酸素療法を実施している女性が、呼吸困難感のため、常に電動ベッドの頭部を上げて寝ているけれども、要介護1となったために、ベッドが介護保険で使えなくなる、こういった困難な状況が生まれていることなどが報告されております。市内においても、介護ベッドなどが保険で使えなくなり困っておられる方がおられます。

新しい認定システムのもとで、認定結果と本人の状態が乖離している、こういう場合が多い状況です。連合会では、特に、肺気腫など、呼吸器系の病気や末期がんなど、新予防給付の利用が見込まれないと思える人も要支援と判定されている問題を指摘いたしております。

こうした中、厚生労働省は先月、福祉用具貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取り扱いなどについてという、こういう文書の中で、留意すべき事項を示しまして、軽度者であることをもって、機械的に保険給付の対象外とすることのないように、機械的、一律的に貸与していた福祉用具を回収しないように、こういうふうに求めております。これほど各地で問題が噴き出している中、国の責任で、これまで利用してきた人からの貸しはがしを直ちに中止することが必要だと考えます。

我が市におきまして、福祉用具貸与の是非を判断する際に、ケアマネジャー、主治医らの判断を最大限尊重しながら進めていくことは当然ですが、今後、どのように取り組んでいかれるのか御見解をお伺いしたいと思います。

以上、大きく4点にわたりまして質問をさせていただきました。執行部におかれまして は誠意ある御回答をよろしくお願いいたします。

議長(久保 玄爾君) 9番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 私からは、高齢者増税の対策についての御質問にお答えいたします。

税制改正により、平成18年度課税から老年者控除の廃止、65歳以上の公的年金等控除の縮小、また非課税措置の廃止と、高齢者にとって負担増になっておりますが、昨日、木村議員にお答えいたしましたように、これは、これまでの高齢者を優遇する制度を改め、世代間の税負担の公平を図るために、高齢者も担税力に応じた負担をしていただくことに

なったためでございますので、何とぞ御理解をお願いいたします。

また、定率減税については、著しく停滞した経済活動の回復に資するため、平成11年度から緊急避難的に講じられた景気対策の措置であり、経済状況が導入当時と比べ改善していることから、その施策が廃止と決定されたことはやむを得ないことだと考えられ、国に定率減税の存続を求めることは、国策でもあり、困難であると考えられます。

次に、急激な増税となる年金生活者に対する住民税軽減措置についてのお尋ねでございますが、税制改正では、高齢者ばかりでなく、市民各層に広く影響が出てくるものでございます。このことから、市独自の負担軽減策につきましては、市民負担の公平性の確保や、受益と負担の適正化という観点からも、行政運営に当たって支障が生ずるおそれもございますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、実務的には、税収入の増加により、その分、地方交付税及び地方特例交付金が逆に減少いたしており、加えて、平成19年度には、所得譲与税が廃止となります。一方、少子高齢化に伴う扶助費の増加が想定されることから、なおさら市の独自施策は困難であるうかと考えているところでございます。

次に、介護保険料と国民健康保険料の減額措置についてお答えいたします。

まず、介護保険料の減額措置についてでございますが、17年度税制改正により、65歳以上の人で、前年の合計所得金額が125万円以下の方の市民税非課税限度額廃止に伴い、市民税非課税者から課税者となったことにより、保険料段階が上昇した方、あるいは、非課税世帯から課税世帯となり、本人が非課税者であるにもかかわらず、保険料段階が上昇した方への激変緩和措置として、18年度の保険料額を段階に応じて、8,000円から2万4,000円の範囲で減額し、19年度の保険料額を段階に応じて4,000円から1万2,000円の範囲で減額する措置を行うこととしております。

また、国民健康保険料につきましては、税制改正において65歳以上の方の公的年金控除が20万円減額になりましたが、激変緩和措置として、18年度は保険料医療分所得割算定時に年金所得金額から特定公的年金等控除額を13万円、19年度は7万円プラスして控除し、所得割算定基準額を算出する減額措置を行うこととしております。なお、減額を行う際の軽減判定にもそれぞれ同じ額をプラスして控除し、軽減判定所得を算出する措置を行うこととしておりますが、これらはいずれも、国の制度に基づく減額措置でございます。

御質問の防府市独自の減額措置をしてはとのことでございますが、御承知のように、国民健康保険等は相互扶助を原則とし、被保険者の皆様が所得や人数に応じて保険料を負担していただく性格のものでございまして、減額措置の拡大により、保険料の不足を生じる

ことは結果的に他の被保険者への転嫁につながることから、市といたしましては、税制改 正等政令による改正以外には減額の措置を予定しておりませんので、御理解をいただきた いと存じます。

残余の御質問につきましては、教育次長、健康福祉部長より答弁いたします。

議長(久保 玄爾君) 9番。

9番(山本 久江君) 市長からの御答弁をいただきながら、これまで高齢者が優遇されてきたとは決して思いませんし、お隣の山口市では3日間で1,000件以上の苦情や問い合わせが殺到したそうですけれども、防府市の場合もそれに近い数があったのではないかなというふうに推察いたします。こうした方々の声に防府市はこたえることができないのかという、そういう本当に残念な思いでいっぱいなんですけれども、少し質問をさせていただきたいと思います。

昨日も木村議員が質問をされましたその関連でもありますけれども、平成18年度の増税額は御答弁にもありましたように、定率減税の縮小や公的年金控除の見直しや老年者控除の廃止、老年者の非課税措置の段階的廃止、配偶者に対する均等割の非課税措置の廃止、こういった形で5億2,600万円の増税であったわけです。あったというよりも平成18年度です。今年がそうなんです。来年度もまた増税策があるわけですが、これは例えば、定率減税の廃止、老年者の非課税措置の段階的廃止、そして、市県民税の税率の引き上げ、こういう税率アップがあるんですけれども、来年度は一体市民の増税分というのはどのくらいというふうにみておられるのか。そのあたりをお尋ねしたいと思います。

議長(久保 玄爾君) 財務部長。

財務部長(中村 隆君) 来年度につきましては、定率減税が2分の1ほど、残り2分の1影響しますので、これが2億円、それから、老齢者の非課税措置につきましても3年間ずつということでございますので、これが、約6,000万円というふうな状況でございます。来年度は、税制改正が予定されておりますのは税率のフラット化がございまして、10%市県民税合わせてということでございますが、これにつきましては、約14億円という状況でございます。

議長(久保 玄爾君) 9番。

9番(山本 久江君) ただいま御答弁いただきましたように、さらに増税がされると。 そして、来年にとどまらない。2008年度もさらに老年者の非課税措置の段階的廃止が なくなるためにまた増えるということになります。そうしますと、本当に私たちの暮らし はどうなっていくんだと、高齢者の方々、大変心配しておられます。億単位の話をします と、私も見たこともありませんし、実感がわかないので、私自身試算をしてみました。こ のことで、いかにひどいものかということが大変よくわかったわけですが。年金収入 2 4 5 万円で6 5 歳、配偶者ありの方の試算をしてみました。この方の場合は、昨年度は 市県民税と所得税は非課税でした。ところが、今年度、5 万 4 ,900円となりまして、 来年度は6 万 3 ,600円、そしてその次の年は8 万 3 ,000円になります。税額が増えれば当然介護保険料にも影響します。昨年度、我が市の場合、3 万 3 ,520円だった介護保険料は、何と2年後の2008年度には6 万 1 ,170円となります。つまり、市県民税、所得税、介護保険料だけで、昨年は3 万 3 ,520円で済んでいたのに、2年後の2008年度には14万 4 ,170円と、4倍以上にはね上がるわけです。みずからのこととして考えれば、これだけの負担増、この方の場合ですが、いろいろなケースが考えられるんですけれども、本当に何倍という負担が急激にかかってくるわけです。

確かに、言われるように、国保についても国の軽減策があります。しかし、これだけの 負担がかかるともうやっていけないと、どうしていいかわからないという、こういう方が たくさんおられるんです。ぜひ御検討をお願いしたいと思うんですが、私は今、介護保険 料を込みで申し上げましたけれども、事はこれで済まないわけで、税額が変われば影響す る料金制度、壇上でも申し上げましたように、国保、公営住宅の家賃などがございますけ れども、特に高齢者にかかわる制度でどのようなものがあるのか示していただきたいと思 います。

議長(久保 玄爾君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(山下 陽平君) 高齢者にかかわるものがどのようなものがあるかということでございますが、現在では、在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業、それと、家族介護慰労事業、老人福祉電話基本料金助成事業、この3事業が現在ございます。

議長(久保 玄爾君) 9番。

9番(山本 久江君) 私申し上げましたけれども、例えば、高齢になって介護施設に入所する場合のそういう金額にも影響してまいります。とにかく、さまざまな制度に影響してくるわけです。まさに本当に雪だるま式に増えていくということになります。家計の所得が減っている時期にこのような増税へと踏み出したことは、戦後ありません。こうした高齢者の状況をしっかりと受けとめて、本当に自治体として何ができるかということを真剣に考えていく必要があるのではないかというふうに思います。このあたりを改めて市長にお考えをもう一度お尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

議長(久保 玄爾君) 市長。

市長(松浦 正人君) 議員もよく御存じのとおりでございまして、税源が確かに移譲されて、我々は税収が増えたように見えますが、交付税や、あるいは特例交付金などはど

んどんそれに応じて減額をされてくるわけでありまして、やりくりをしていく中にあっては、同じことでございます。私も今の高齢者の方々に、いろいろなケースがございますけれども、10倍もの負担がかかるケースも出てくるような表も見たことがございますけれども、大変なことだなと、こういう思いは共有しておるつもりでございますので、何とぞ御理解をいただきたいと存じます。

議長(久保 玄爾君) それでは、次は、教育施設の整備について。教育次長。

教育次長(和田 康夫君) それでは、教育施設の整備についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の小・中学校の耐震化についてですが、平成15年度から第1次耐震診断を実施してまいりました。平成18年度は校舎15棟、屋内運動場3棟の耐震診断を現在実施しておりまして、これにより、耐震診断の対象でありました校舎54棟、屋内運動場8棟のすべての耐震診断を終了いたしますが、平成18年度の分につきましては、年内に完了するよう努めておるところでございます。

今後は、耐震診断の結果に基づき、小・中学校施設の耐震化推進計画を今年度中に策定し、平成19年度以降の第2次診断の実施及び建物の耐震改築、または耐震補強による小・中学校の耐震化を図ってまいりたいと考えております。

2点目の防火シャッターの障害物感知装置等整備についてですが、建築基準法の改正により、平成17年12月1日以降に建築確認申請をする場合は、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置が義務づけられました。現在、小学校14校、中学校10校に防火シャッターを設置しておりまして、いずれも安全装置はついておりません。

既設の防火シャッターにつきましては、毎年度実施いたしております消防設備点検により、安全の確保を図っておりますが、今後とも、文部科学省通知に基づきまして、原則、児童・生徒等の在校時には点検しない、点検時には作業員を適切に配置するなどの安全対策に、さらに努めてまいりたいと思います。

また、火災時の対応も含め、安全で安心な学校施設を維持するために、安全装置の設置 にかかる予算措置を検討してまいりたいと考えております。

3点目の補修等の対応についてですが、小・中学校施設の補修等につきましては、毎年度、新年度の予算編成前に各小・中学校から要望書を提出してもらい、その要望について各学校に出向き、ヒアリングと現場確認を実施の上、数多い要望の中から児童・生徒の安全確保及び緊急性等を重点に教育委員会で優先度を決定し、予算措置をしております。

なお、年度途中での補修等は学校よりの報告を受けながら現場確認の上、教育委員会で 対応可能なものについては、教育委員会総務課職員が常時計画的に補修等を行っておりま して、職員で対応できないものについては、専門業者に依頼するなど、施設の維持補修等 に努めているところでございます。

今後とも、学校施設の整備・維持補修等につきましては、安全で安心な学校づくりを最 優先に適切に執行してまいりたいと考えております。

議長(久保 玄爾君) 9番。

9番(山本 久江君) それではまず、小・中学校の耐震化の問題について再質問させていただきますが、防府市の場合、特に全国平均、県平均よりも下回る耐震化率です。安全性という面から、緊急で、かつ極めて重要な問題だというふうに思います。年度内に、御答弁いただきましたように、策定予定の耐震化推進計画を立てられるということなんですが、基本的な方向性といいますか、考え方、例えば計画の実施期間等、どのくらいにするかとか、取り組み方とか、どういうところから耐震化を進めていくかとかいうその取り組み方も含めて、基本的な方向性について御答弁いただけたらというふうに思います。

議長(久保 玄爾君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) まず、耐震計画の基本的な考え方でございますが、現在実施しております 1 8 年度分の耐震診断が現在作業中でございますけれども、その結果等に基づきまして、まずは耐震改築、いわゆる建てかえか、あるいは耐震補強、補強の部分かということの棟別の区分けを行いまして、それから、あとは校舎の建設年度、あるいは耐震力の低さ等に基づきまして、対象物の実施年度をいつにするか、あるいはこの財源措置をどうするかといったことを考慮しながら、事業の全体の実施期間等を定めていきたいと思っております。相当な期間になろうかとは思っております。

議長(久保 玄爾君) 9番。

9番(山本 久江君) 現在、耐震診断が進められているところですけれども、平成 17年度時点で耐震化が必要な学校は、小学校、中学校、何校で何棟あるのか、お尋ねし たいと思います。

議長(久保 玄爾君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) まず、ちょっと全体的な数字を先にお話しいたしますが、小・中学校には全部で102棟あります、これは、体育館を含めた形ですが。耐震診断が必要な小・中学校は、御存じのとおり、昭和56年以前の建築物でございますが、その56年以前が全部で67棟あります。平成15年から17年度で44棟の診断を行いましたが、耐震化が必要ということについては、構造耐震指標、いわゆるIs値という数字を使うわけですが、これを参考に、非常に単純な分け方になりますけれども、耐震化が必要というふうに判断されますのは、44棟のうち41棟であろうかというふうに考えており

ます。

議長(久保 玄爾君) 9番。

9番(山本 久江君) すみません、棟数はお聞きしたんですが、小学校が何校、中学校が何校というふうには分けておられますでしょうか。

議長(久保 玄爾君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) 小学校につきましては29棟、それと中学校が12棟でございます。

9番(山本 久江君) 何校ですか。

教育次長(和田 康夫君) 小学校が13校です。それから中学校が5校でございます。 議長(久保 玄爾君) 9番。

9番(山本 久江君) 山口県では、県内の小・中学校の耐震化が大変おくれていることから、耐震化推進方針に係る考え方というのを示しております。その中でちょっと大事なところがございますので、ちょっと読んでみたいと思いますが、耐震化推進方針に係る考え方ということで、特に昭和56年以前に建築された建物を多く有している市町は、3カ年の市町村施設整備計画において、改築事業にあわせ、最低、地震補強事業を三、四校程度ずつ実施する計画にしないと、対外的に説明できる耐震化推進計画の策定ができないと考えられる。おくれているところは、年に三、四校程度やらないと対外的に説明できないのではないかということを言っているんです。

防府もおくれている市に入るわけですから、それで、国が平成18年、ことし4月24日に公表いたしました公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画、こういう計画があるんですが、その中で、交付金の交付に関する基本的事項に触れておりまして、このように述べております。提出された市町村施設整備計画の中で、優先順位の高い計画から順に交付金を交付すると。特に最大の課題であります公立の義務教育諸学校等施設の耐震化を推進する計画に重点的に配分をし、またその中で、耐震化の進捗状況を勘案し、緊急度及び必要性の高い計画から優先して交付金を交付するというふうに書いてあるわけです。

つまり、このことから、今後交付金制度の事業採択に当たっては、各市や町から出された市町村施設整備計画における耐震化率の向上に向けた積極的な取り組み状況が大きく勘案されること、要するに、交付金制度を利用するには、どれだけ市がやる気になっているかということが問われているよということを県が示しているわけです。この点で、今、教育次長さんの御答弁では、実施期間がどのくらいになるかわからないというふうな御答弁でございましたけれども、事は急ぐわけで、急ぐについてはさまざまな問題がありますけ

れども、ぜひ、そういう積極的な姿勢を示していただきたいというふうに考えます。

県教委が、先月でしたか、今月でしたかね、先ごろ防商で、公立小・中学校耐震化研修会というのを開きまして、防府市からも参加されていると思いますけれども、建てかえ方式の半分の費用で耐震化ができる補強改修方式を加速させる方針を決めたというふうに報道もされておりますけれども、改築では非常にお金がかかるけれども、地震補強事業、これによってまた交付金を使って早くやっていくことが大事だということを国も県も示しているわけです。その姿勢をぜひ市としても示していただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、耐震化に向けた積極的な取り組みが求められておりますが、 財政措置、お金の問題です、大変かかると。こういうことが今までおくれてきた原因です けれども、そのあたり、財政措置の問題は、教育委員会としてどのようにお考えになって いるか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

議長(久保 玄爾君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) 財源措置についてということでございますけれども、先ほど御指摘いただきましたけれども、平成18年度に安全・安心な学校づくり交付金というものがございます。その活用につきましては、文部科学省からも指導もございます。あわせて、全国公立学校施設整備育成会等を通じまして、その財源の確保について、私どもの方からも強く要望を今現在も行っているところでございます。

議長(久保 玄爾君) 9番。

9番(山本 久江君) いずれにいたしましても、学校施設というのは、児童・生徒が 1日の大半を過ごす学習の場であり、そして生活の場であるとともに、災害発生時には地域の方々の応急的な避難場所ともなり得るもので、地域の防災拠点としての中心的役割を 担っていく施設です。ぜひとも、早急な対策を講じられることを強く要望いたします。

次に、防火シャッターの問題ですけれども、防火シャッターの点検など十分やられているということでしたけれども、これまで防火シャッターの誤作動等は起こっていないかどうか、まずお尋ねをいたします。

議長(久保 玄爾君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) 今までの記録の中で、平成16年の10月に華西中学校におきまして1カ所ほど、シャッターがゆっくりと降下し始めたというケースがございまして、その原因はシャッター開閉器の故障であったというふうに聞いております。その開閉器の取りかえによりまして、修繕をいたしております。

議長(久保 玄爾君) 9番。

9番(山本 久江君) あってはならない誤作動がこういう形で起こっているわけです

ね。障害物感知装置の設置というのは非常に緊急性があるというふうに思いますけれども、 具体的に、計画的整備をどのように考えておられるのか、そのあたりもう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

議長(久保 玄爾君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) 計画的な整備についてということでございます。防火シャッターにつきましては、大体 1 カ所当たりで、いろいろな方法があるのでしょうが、3 0万円から 5 0万円とか、そういった金額になろうかと思っております。今後、いわゆる安全ということにもかかわることでございますので、点検のあり方も含めまして、早急に対応を検討してまいりたいと考えております。

議長(久保 玄爾君) 9番。

9番(山本 久江君) 今、30万円から50万円ということですが、全部かえるとなると、緊急性があるので、全部かえるとなるとどのくらい予算が必要になるのでしょうか。 議長(久保 玄爾君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) 防火シャッターが市内で、学校の中には110カ所ほどございます。したがいまして、30万円といたしますと3,000万円になろうかというふうに思っております。

議長(久保 玄爾君) 9番。

9番(山本 久江君) 防火シャッターの事故は、これまで何度もありまして、死亡事故まで起こっているんです。最も安全であるべき学校で事故が繰り返されるということを、私たちはもっと真剣に受けとめなければならないと思いますし、対策を講じなければならないというふうに思います。一日も早い安全装置の設置を要望いたします。

また、小・中学校の補修等への対応につきましても、要望が多いということもありますが、なかなか対応できていない、こういう状況があります。事は、子どもたちが学ぶ教育施設ですから、市長の言われる安心・安全なまちづくり、特に小・中学校施設の整備については最優先にやっていただきたいというふうに考えます。耐震化の問題、あるいは防火シャッターの問題、補修等への対応の問題など、最も安心・安全であるべき場所で取り組みがおくれております。

最後に、市長に改善に向けての御決意のほどをお伺いをしたいと思います。よろしくお 願いいたします。

議長(久保 玄爾君) 市長。

市長(松浦 正人君) 8月の末の山口県市長会におきましても、全会一致で強く国への要望を決議したところでございます。耐震化に向けて、あるいは防火シャッターの安全

性の確保につきましても、市の方で計画を立てて早急にこれらに対応ができていけるように計画性をもって取り組んでまいりたいと、またまいらなければならないと、このように感じております。

議長(久保 玄爾君) それでは、次は、介護保険制度について。健康福祉部長。

健康福祉部長(山下 陽平君) それでは、御質問の軽度者への福祉用具貸与についてお答えいたします。

御承知のとおり、本年4月1日から介護保険制度改正により、要支援1、要支援2、及び要介護1に該当する、いわゆる軽度者と言われる方々に対する福祉用具の貸与につきましては、利用者の身体状態から福祉用具の貸与に不適切な事例が見受けられたことなどにより、介護保険における福祉用具がより適切に利用されるようにする観点から、介護給付の対象としないこととされました。

ただし、既にサービスを利用されておられる方につきましては、6カ月間引き続き保険 給付を行うことができる経過措置が講じられておりますが、議員もおっしゃいましたよう に、こうした経過措置も9月末をもって終了いたします。

しかし、制度改正後におきましても、例外的に福祉用具貸与が必要であると判定された方につきましては、保険給付の対象となります。軽度者であることをもって、機械的に保険給付の対象外とすることなく対応してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長(久保 玄爾君) 9番。

9番(山本 久江君) 壇上でも申し上げましたように、介護予防を名目に、原則としてことし4月から、経過措置が今月末となっておりますけれども、要支援1、2、要介護1の軽度者に対して、福祉用具ですから、車いす、あるいは電動ベッド、それから床ずれ防止用具、移動用リフトもあります。こうした福祉用具の貸与が受けられなくなったわけです。

今、御答弁にありましたように、機械的に対応しないということでございますので、このあたりは積極的に御指導もしていただきたいというふうに思いますが、市内では、4月時点でその対象となった人は、車いす、電動ベッドに限って、どのくらいおられたのか。全国的には電動ベッドが約27万人と言われております。車いすの方も約11万人と言われておりますが、介護が必要な人の体の一部とも言うべき福祉用具であるというふうに思います。この福祉用具が保険外の対象になるわけですから、大変な問題だというふうに思いますが、利用人員はどのくらいいらっしゃるのか、お尋ねをしたいと思います。

議長(久保 玄爾君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(山下 陽平君) 今、お尋ねでは、今年の4月ということでございますね。

申し上げます。要支援1の方が8人、それと要支援2の方が7人、それと、経過的な方が121人、それと要介護1の方が270人、計406人となっております。以上です。

議長(久保 玄爾君) 9番。

9番(山本 久江君) これは、電動ベッド、車いす、一緒でございますね。

議長(久保 玄爾君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(山下 陽平君) これはベッドの方でございます。では、車いすの方の、同じく18年4月ということで、要支援1の方が3名、要支援2の方が1名、それと経過的な方が33名、それと要介護1の方が88名で、計125名となっております。以上です。

議長(久保 玄爾君) 9番。

9番(山本 久江君) これらの方々は、今までより高い費用で、自費でレンタルにするか、あるいはそれを買うか、利用をあきらめるか、この選択を迫られるわけです。例えば、電動ベッドの打ち切りは利用者から起き上がりとか立ち上がりの手段を奪うことを意味しています。介護保険以外の自費のサービスを利用できない低所得者の方にとっては本当に深刻な状態です。答弁では、機械的に判断しないと言われましたけれども、ぜひその周知をよろしくお願いしたいと思います。

私も何人かの方々にお話をお伺いいたしましたが、例えば、こういう例があるんです。 人工骨を入れた70代の男性で、昨年は要介護2で、ことしは要介護1になったと。打ち切りの対象になったわけですけれども、今まで3年半使ってきたベッドの使用をやめることはできず、かといって年金も少なく、買うことが難しい、本当に困っている、こういうふうなお話でございました。それから、脊髄を手術した男性、歩行はできるけれども、ベッドから体をねじって起きることが非常に困難だと。だから、介護用のベッドが必要なわけです。起き上がりが、ベッドがあるから助かっている、しかし保険からは外れて困っていると、こういうふうなお話もございましたし、あるいは、この方は心臓が悪く、要支援1の女性なんですけれども、5メートルぐらいは歩けるが、歩けるとなると、軽くなるわけですね、介護度が。5メートルぐらい歩けるけれども、少し長く歩こうと思えば車いすに頼らざるを得ないと。しかし、保険外の対象になって、大変困っているというふうなお話でございました。

やはり、必要なサービスの制限、打ち切りは、要介護状態の悪化や生活の後退を逆にも たらしていくというふうに考えております。今までどおり利用できるように、利用者の状 況をしっかりと把握しながら、対応をしていただきたいというふうに思います。

ところで、いろいろ介護保険にかかわることを調べておりましたら、例えば、こういう ふうな要支援 1、2、要介護 1 の福祉用具の関連の保険の問題で、自治体がどういう対応 をしているかということを調べてみましたら、東京の港区とか新宿区などでは、福祉用具 を自費で購入、あるいはレンタルする高齢者に対し、自治体独自の助成を検討し、実施を 行っているわけです。こうした温かい施策、市独自の助成制度など、防府市ではできない ものか、このあたりをお尋ねしたいと思います。

議長(久保 玄爾君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(山下 陽平君) 市単独で福祉用具貸与の助成ができないだろうかということでございますけれども、まず、このたびの介護保険制度改正の趣旨は、軽度者に対する福祉用具貸与について、利用者の身体状態から不適切な事例が見受けられたということがございます。したがいまして、介護保険における福祉用具の適切な利用がされるよう意図している点がございます。したがいまして、現時点では、市単独での福祉用具貸与の助成ということは、法の趣旨に沿わないということがございますので、考えておりません。

しかしながら、先ほどもお答えを申し上げましたように、10月以降におきましても、 身体の状況から福祉用具貸与が必要と判定された方につきましては、保険給付が可能となっておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。以上です。

議長(久保 玄爾君) 9番。

9番(山本 久江君) 時間もございませんので、意見を述べさせていただきますけれども、前の議会で障害者自立支援法の問題も取り上げさせていただきました。今、生活保護も大変な状況になっております。本当に今、日本の社会保障が大きな曲がり角にきているなと。介護保険制度もそうですけれども、本当にそのことを痛感いたします。ですから、自治体として、今何ができるか、国の言うままに施策を推進していくのか、それとも、一番身近なこの市町村で、自治体で、何ができるかということをぜひ検討していただきたいというふうに思うんです。それぞれの自治体の特徴を出していく必要があろうかというふうに思います。

ぜひ、この介護保険制度も公的な制度として後退させないで、自治体としてぎりぎりの努力をしていく、その上で、国に対してこの充実を求めていくという姿勢が今、問われているのではないかというふうに思います。そのことを述べまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長(久保 玄爾君) 以上で、9番議員の質問を終わります。 ここで10分間休憩いたします。

## 午後 1時58分 休憩

午後 2時 7分 開議

議長(久保 玄爾君) 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。次は、11番、三原議員。

〔11番 三原 昭治君 登壇〕

11番(三原 昭治君) 新人クラブの三原昭治です。10分間の休憩をいただき、ゆっくり私の質問を聞いていただきたいという議長の配慮から、ありがとうございました。

それでは、通告に従いまして、次の2点について質問いたします。執行部におかれましては、誠意ある御回答をよろしくお願いいたします。

まず、1点目は、向島運動公園の維持管理、運営についてお尋ねします。

向島運動公園は、市が旧日本専売公社防府工場跡地約11へクタールを取得し、昭和57年からスポーツを通じて市民の健康増進や市民の憩いの場として整備に着手いたしました。そして、20数年の歳月と約11億3,000万円の事業費をかけて平成15年度に整備が完了いたしました。整備された施設では、ソフトボール4面、サッカー2面の使用などが可能な多目的広場、さらに、人工芝を敷き詰めたテニスコート10面、このうち、4面にはナイター設備も完備されています。そのほか、1周1,200メートルのジョギングコース、管理棟などが設けられております。

また、緑と潤いのあるまちづくりをスローガンに、市民の出生、入学、結婚などの節目記念と緑化意識の高揚を目的に、市が実施している市民の記念植樹地として、人生記念の森も設置されています。この人生記念の森には、多くの市民がそれぞれの思いをはせ、記念植樹を行い、ことし3月末現在、桜を中心に581本の記念樹が植樹されています。

以上のように、運動公園、運動広場、公園として整備され、多くの市民が利用していますが、この向島運動公園の維持管理、運営はどのように行われているのかお尋ねいたします。

2点目は、現防府図書館の利用についてお尋ねいたします。多くの市民の知識と教養の習得の場として利用されてきた防府図書館は、防府駅北の市街地再開発事業により完成した再開発ビル・ルルサス防府 3 階に全面移転することになり、11月1日に新たに開館いたします。これに伴い、現図書館の利用については、昨年6月定例議会からことしの6月定例議会の間、一般質問で多くの同僚議員が関連質問をいたしておりますが、いまだにその結論が見出されておりません。市は、多額の税金を投じた市民共有の貴重な財産である現防府図書館跡の利用についてどのように考えているのか、その利用計画をお尋ねいたし

ます。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長(久保 玄爾君) 11番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 私からは、向島運動公園の維持管理等についての御質問にお答えいたします。

向島運動公園は、スポーツ、レクリエーションを通じ、市民の健康増進に寄与することを目的に、昭和57年度から平成15年度にかけてテニスコートや多目的グラウンド、ローラースケート場、ジョギングコース等の施設整備を行い、現在、多くの市民の皆様が利用しておられるところでございます。議員御指摘のとおりでございます。

公園の維持管理、運営状況でございますが、施設の維持管理は都市計画課が、運営面につきましてはスポーツ振興課が行っております。

まず、施設の維持管理につきましては、多目的グラウンドやテニスコートの補修などをはじめ、公園内の除草、トイレの清掃等が主なものでございます。多目的グラウンドは、広さ約2.3ヘクタールあり、ソフトボール、サッカー等、多目的に使用できるように平成15年度にグラウンドの整備を行い、テニスコートは平成6年度に4面、平成13年度に6面、整備しております。

次に、運営面につきましては、テニスコートや多目的グラウンドの有料施設の利用時間は原則として午前9時から午後9時までとしており、これに合わせて、管理人の勤務時間は午前8時30分から午後9時30分までとなっております。駐車場の開閉につきましては、通常、管理人が行っておりますが、大会等で早朝からの使用につきましては、前日に大会責任者へかぎを貸し出すことにしております。今後も、都市計画課とスポーツ振興課が連携を図り、運動公園の設置目的に沿った適切な管理、運営に努めてまいりますので、引き続きの御協力を賜りますようお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、総務部長より答弁いたさせます。

議長(久保 玄爾君) 11番。

1 1 番(三原 昭治君) 今、市長さんも多くの市民が健康増進、そして憩いの場として利用していると。この運動公園を多くの市民が利用しているということですが、利用状況をちょっと教えてくださいますか。

議長(久保 玄爾君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) 平成17年度でございますが、多目的広場の利用者数、 4万1,937人、それと、テニスコートにつきましては、6万6,086人でございま す。

議長(久保 玄爾君) 11番。

11番(三原 昭治君) たしか、17年度だけ申されたと思うんですが、16年度もちょっと調べましたけれども、16年度から17年度にかけて約2万人近く増えております、利用者が。そこで、ちょっとお尋ねします。先ほど、今後も適正な維持管理に努めたいと、今後も適正な維持管理ということは、今も適正な維持管理が行われているということだと私は理解しますが、今、現状、特に多目的広場、どのような現状にありますか、お知らせください。

議長(久保 玄爾君) 土木都市建設部長。

土木都市建設部長(金子 正幸君) 私もこの9月10日の日曜日に防府市のソフトボール大会が予定されておるということで先週見に行ったわけでございます。現状は、サッカー等の靴の足跡が結構あったわけですが、私どもはグラウンドの整備という形で行っておる観点から御答弁申し上げますと、グラウンド状態はちょっと土質がやわらかい状況はあります。それと、不陸が少しありましたので、この日曜日に間に合うように真砂を陥没した低い部分には入れて、一応準備しております。それと、不陸も見られるのに対して、小石も少しありますので、私どももちょっとトンボもかけて拾ったわけでございますが、小石も少しずつあるような状況で、一応それを補うために、グラウンド周辺に、補充用の真砂をストックして対応しております。しかし、今、現在は、真砂をちょっと使い切っておりますので、今後また各グラウンドのそばに、真砂を補充とあわせて定期的に整備ができないか、よりよい方向の方策等を検討いたしまして、できる限り良好なグラウンド状態で保てるように努めてまいりたいと考えております。

議長(久保 玄爾君) 11番。

11番(三原 昭治君) 今、行かれたら小石が少しあるようでしたと言われましたけれども、これは何の石だと思いますか。そうですね。単なる石なんですけど、これ小石に思えませんよね。これはどこにあったかというと、多目的広場のプレーをする中にあるんです。下を向いたら拾えるんです。どこに行っても下を向いたら拾えるんです。これがごろごろしているんです。どこをどういうふうに、小石があったというのはちょっとよく私には理解できませんけれども、利用者のいろいろな人の話を聞いてきました。すると、やはり、砂浜状態であると。あのグラウンド自体が。足はとられる、そして今のように石がごろごろしていると。例えば、ソフトの場合は、ボールがイレギュラーして顔に当たったこともあると。昨年ですけれども、審判の方にもちょっとお聞きしたんですけれども、スライディングの際に、腕を石で切られたという事故もあったと。大変危険な状態でやって

おると。これが本当に市民の健康増進のスポーツの場なのかという声をたくさん聞きます。 そこでちょっとお尋ねしますけれども、この広場、先ほど15年に整備されたと、整備 といいますか、土を入れられて、整備されたということなんですけれども、たしか平成 16年6月までは無料でありましたよね。7月から有料化にされましたよね。その理由は 何でしょう。

議長(久保 玄爾君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) 私の方で聞いておりますのは、先ほど議員さん、言われました、平成15年にそれぞれ整備が完了し、ある程度の経費もかけて整備したということから、有料化にという話が出たというふうに聞いております。

議長(久保 玄爾君) 11番。

1 1番(三原 昭治君) 通常考えるのは、お金がかかったからお金を取りますというのはどうもちょっと合点がいかない部分がありますが、現在進行形でその維持管理をするために、やはり使用料を徴収しますよと、これは私は一般的な考え方ではないかと思います。やはり、有料化でお金を取られるのなら、きちんと整備した状態でお貸しするというのがこれは普通だと、常識だと私は考えております。

それでは、ちょっとお尋ねしますけれども、この多目的広場にかかる年間の維持管理費 というのはどのくらい組まれているわけですか。

議長(久保 玄爾君) 土木都市建設部長。

土木都市建設部長(金子 正幸君) 施設の維持管理をする観点からお答えさせていただきます。向島の運動公園全体の維持管理費という形で御説明させていただきますが、樹木等の維持管理業務につきましては、公園緑地協会、一括して契約しておりますので、概算にはなるんですが、樹木の維持管理費約650万円、それと修繕費、これが15万円ほど組んでおります。これは、バックネットの維持管理等とか、先ほど申しました真砂の維持管理等でございます。それと、今年度の内容でございますが、工事費は西側のテニスコート、一部陥没したところがありますので、その補修に155万円程度、それと、トイレの浄化槽とか消火器の検査手数料が2万2,000円、周辺の電気代が、周辺の園路等、駐車場に防犯灯等を設置しておるわけですが、それが15万1,000円、それと最後に便所の清掃及び浄化槽の維持管理費が管理棟とトイレがもう1カ所多目的広場のところにありますが、これが44万9,000円で、合計約882万円程度という形で維持管理経費が計上されております。

議長(久保 玄爾君) 11番。

11番(三原 昭治君) 今、その維持管理経費の御説明をいただきましたが、修繕費

の中にバックネットの補修も含めて15万円も組まれているということでびっくりいたしました。15万円で、例えば、バックネットの補修費をのけたら、グラウンドの整備費はどのくらいになりますか。

議長(久保 玄爾君) 土木都市建設部長。

土木都市建設部長(金子 正幸君) バックネットを除いてということで、実績でございますが、真砂の補修等に費やした数字しか今持っていないんですが、平成16年度が真砂が15立米で約5万円程度、それと平成17年度はちょっと少なくて真砂が6立米で2万円程度という形で、平成18年度は、今現でございますが、8立米程度費やしておる状況でございます。以上です。

議長(久保 玄爾君) 11番。

1 1番(三原 昭治君) もうこれ以上聞きません。多目的広場の面積は2万3,000平方メートルですよ。その整備にかかるお金が2万円と。ちょっとこれはどのように考えたらいいのか私も理解に苦しみます。もうこれで皆さんもおわかりだと思いますので、ここはよろしゅうございますけれども、次に、先ほど樹木等の管理に六百何万というのがありましたけれども、公園ということで、たくさん樹木が植えてあります。特に、私が気になったのが、先ほども壇上で申しましたが、市民の節目記念に植樹するという人生記念の森の周辺は草が生い茂って、ぼうぼうとなっているんです。到底それから見て、これが記念の森なのかななんて、ちょっと私には受け取れません。どのような管理をその六百何万でされているんですか。

議長(久保 玄爾君) 土木都市建設部長。

土木都市建設部長(金子 正幸君) 公園内の除草、草刈りについて、お答えいたしますが、例年、年3回行っております。時期については、草の伸びぐあい等状況を見ながら実施しておりますが、ちなみに今年度は、1回目を5月、2回目を6月に、3回目をこの9月中旬に行う予定にしております。きょう、朝、通勤途中から見てきたんですが、多目的広場周辺は除草が終わっております。あと、公園部分というか、北側の多目的広場、管理棟より北側がまだ残っておりますので、この雨が上がり次第、また、引き続き行います。以上です。

議長(久保 玄爾君) 11番。

1 1 番(三原 昭治君) 今、部長が現場に行ってきたというのは、大変私はうれしく思っております。私も、気になるので何度か足を運んで、多目的広場にはたしか今、すみません、人生の森ですけれども、何かほかの、例えば去年ですか、駅の北にできた芝生の広場ですか、もういつもきれいになっているんです。どこがどう違うのか、どのような観

点から格差をつけられるのかなと、大変不思議に思っております。余りこれはもう言いませんが、もう一つ、多目的グラウンドも今、きれいになっていると言われましたけれども、私は多目的グラウンドが一部芝生化されたのかなと思ってよく見てみましたら、草でした。ぜひ、これもまたよろしくお願いしたいと思います。

それと、先ほど言いました、この運動公園は11ヘクタールと、大変広うございます。 その中にトイレが、管理棟と多目的広場西に2カ所あるだけです。それも、多目的広場に ある西側のトイレはかなり古く、なんか老朽化しているようで、それと、大変な悪臭がし ます。利用者の方々にいろいろ聞きましたら、ぜひ改修するなり、例えば東側でプレーを している人たちが、人間は、生理現象ですから、いつ出たくなるかわからないんです。こ れ、西側まで行くのは大変だと。実際の話なんですけれども、私、見ましたけれども、管 理棟の前にあるテニスコートの裏、あそこはちょうどいい場所になっているんです。大変 みっともないと思います。ぜひ、その新設、また改修をしっかり頭に入れていただきたい と思います。

それと、先ほど運営の面から、管理人の方が8時半から9時半でしたか、来られるということなんですが、先日、いつだったか、先月の日曜日だったですか、朝早く行ってみました。それはたしか市の大会で、市長杯のソフトボール大会だったと思いますけれども、8時から試合開始と。それで行ってみますと、あそこの路上に物すごく車が並んでいるんです。一般にいう路上駐車です。

審判の方に、ちょっとどうしてああいう状態なんですかと言いますと、ローラースケート場のところには駐車場があるけれども、すぐ満杯になると。そして、管理棟の前の駐車場の施錠、鎖で施錠してあるんです。 8 時に行ってもあいてないと。これは一体どういうことなのかと。仕方なく路上に駐車するわけなんです。大変、その地区の人たちからも苦情が多いと聞いております。

それで、おもしろいことに、審判の方が試合を開始する前に、注意事項もプレーボールもなしに、罰金を取られるから気をつけてくださいと、ちょっと試合待ちますからどけてくださいというようなことを言っておりました。これ、どうしてあそこは施錠してあるのかお尋ねいたします。

議長(久保 玄爾君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) 先ほど答弁いたしましたけれども、管理人さんの出勤時刻といいますか、8時半からということで、今までその時間帯に合わせてあけているわけでございます。ほかの、先ほどローラースケート場の隣の駐車場はいつもあけた状態でございますが、あそこが満車になりますと、先ほど指摘をいただいたように、ほかの駐車場も

というところがなかなかないという場合には、そういう道路に置かれるということもあったようでございます。

通常、大きな大会等開かれますと、管理人の方が、前日に、早朝からあるということを確認いたしましたら、前日にそのかぎをお貸しするということもありますが、今の管理棟横の駐車場につきましては、今までいろいろ来客者用というようなこともありまして、余り早くから満車になっては困るという形で、そういう出勤時間に合わせてあけていたのだろうと思います。

ただ、現場におきましては、そういうふうな困っている状況もあるということは聞いておりますので、今後それを、テニスを利用される方も含めて、ソフト、あるいはほかの、サッカー等をされる方も含めて、今の管理棟横の駐車場につきましては、事前にお貸しする場合でも、前日にお貸しする場合でも、ほかの駐車場と同じようにあけられるように、今後検討してまいりたいと思っております。

議長(久保 玄爾君) 土木都市建設部長。

土木都市建設部長(金子 正幸君) 私の方から、先ほどのトイレについての御説明をしたいと思います。グラウンド西側のトイレについての御指摘をいただきましたが、清掃は月4回行っております。清掃日以外にも必要に応じ清掃いたしておりますが、このトイレは設置してから約20年を経過しておりますので、排水管の老朽化も見られることから、改修に向け、前向きに検討してまいりたいと存じます。

それと、東側へもう1カ所トイレを新設してはどうかということにつきましては、記念 樹等植栽している関係もあります。それとまた、今、合併浄化槽で、使用頻度によりまし て、バクテリアがちょっと死んでしまうという形等もありますので、既設のトイレを使用 していただくということで御理解を賜りたいと存じます。以上です。

議長(久保 玄爾君) 11番。

1 1 番(三原 昭治君) 2 つにまたがります。先ほど申されました施錠・開錠の件ですが、大きな大会ではそのようにということで、市長杯のソフトボールというのは小さい大会なのかなと、今、思いました。通常、やはり管理者と施設というものは、貸し出すときには、たとえ8時であろうが7時であろうが、貸し出すということになれば、やはり管理者がついておくと。そのときに開錠しておくというのが私は通常だと思います。検討するのではなく、これから、早急にもう実施していただきたいと思います。

それと、来客者用と言われましたけれども、目的はやはり市民の健康増進、やはり憩いの場、球技をやられる方も来客者です。その色分けはできないことだと思いますので、ぜひ、もう検討ではなくてそのように対応していただきたいと思います。

それと、トイレの件なんですけれども、いろいろ申されましたけれども、現状で我慢してくださいということの答弁だったと思いますけれども、また今度、部長の時間があれば、あそこに試合中に行かれて、先ほど申しました管理棟前のテニスコートの裏の方で試合観戦されていれば、よくその現状がわかると思います。ぜひ検討をしていただきたい。調査して検討していただきたいと思います。

いろいろ質問いたしました。本当に、これが市民のスポーツの場と、これが本当に市民 の憩える公園であるかというような管理状態です。やはり、運動公園という名にふさわし いような、そして市民が安心して安全で快適に利用できるような施設整備をするというふうにしていただきたいと。新年度予算では期待したいと思いますけれども、最後に、一連 の今の質疑に市長のお考えをよろしくお願いいたします。

議長(久保 玄爾君) 市長。

市長(松浦 正人君) いろいろおっしゃった事柄、私もよく自分なりには理解をいたしております。スポーツセンター横の運動広場と今の向島運動公園との料金の違いがあるんです。その料金の違いがないようにできるような整備をして料金を均一化するということは、一つ考えられる方法であると思います。したがって、若干の使用料がアップになるのかなと思うわけでありますが、そういう形をとりながら、現在のスポーツセンター横のスポーツ広場と同程度の維持管理は最低限していかなくてはならないことではないかと、こういうふうに1点思っております。

それから、トイレの問題も御指摘のとおりなんです。何とかならないのかということは答弁書を作成する段階でいるいる検討したんですが、東側の方は記念植樹があって、それを動かすわけにもいかないと。こういうふうなことでございましたので、また一度現地を見て、どういうことが可能であるか、今ある1つのトイレは間違いなく改修の方向で進んでおりますので、改修するのであるならば、違うところに持っていくと。近いところに2つあるよりは、東西に2つの方が利用度は高くなってくるわけですから、その辺のことが検討できないか、しっかり注意をしてみたいと、そのように思っております。

それから、除草の件は、私もよく通るたびに、何とまあ、草ぼうぼうでということで、その都度、指示はしているわけであります。せっかく長期間かけて、21年もの年月をかけて完成をしたわけであります。一、二年、たしかスピードアップした記憶があるんですけれども、完成年度を早めた記憶がございますが、せっかくあれだけのものをつくり上げたわけですから、つくった以上は、誇れるに足るようなものにしていかなくては申しわけないと、このように思っております。しっかり注意をして見て、来年度予算で少しでも対応できるように気をつけていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(久保 玄爾君) 11番。

11番(三原 昭治君) 大変前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。 1点だけ。先ほどの料金の違いがあるというのは確かにございます。これは利用者の声です。金を取らんならいいと。つまり、整備せんでもいいと。取るんだったらちゃんと整備していただきたいと。だから、応分の負担は皆さんはもうきちんとわかっているはずです。そんなに1時間が何千円もするところではありません。スポーツセンターもそうです。その点だけちょっと言っておきます。それで私のこの項の質問を終わります。

議長(久保 玄爾君) それでは次は、現防府図書館の利用について。総務部長。 総務部長(浅田 道生君) それでは、現防府図書館の利用についてお答えをいたします。

図書館移転後の建物の使用方法につきましては、さまざまな御意見をいただいておりますが、この建物は、国の補助金を活用して建設いたしたもので、その用途につきましては、社会教育施設や文化施設等に限られております。そうした中で、市といたしましては、効果的な使用方法がないか、ことしの2月でございますが、庁内各部に照会を行うとともに、市の職員からも提案を募集したところでございます。出てきました提案には、教育委員会の庁舎、小・中学校の作品展示館、市民文芸館、歴史展示館、山頭火に関する展示室、埋蔵文化財・民俗文化財の収蔵庫、ソラールの科学実験室等への使用というものがございました。

いずれも今後、市としては取り組んでいかなければならない施設というか課題であるというふうに考えておりますので、これらを基本に使用方法を絞り込んでいきたいというふうに考えております。なお、検討に当たりましては、補助金等の、先ほど申しましたように適化法に合致したものでなければなりませんし、また、施設に係る今後の改造費もある程度考慮しなければならないということもありますし、さらに、次のランニングコスト、これも多少頭に入れていかなければならないということがありますので、総合的に判断をいたしまして、移転作業も済んでおりますので、早急に決定をしたいというふうに考えております。以上でございます。

議長(久保 玄爾君) 11番。

11番(三原 昭治君) 早急に対応していきたいということで、先ほど壇上からも申し上げましたが、昨年の6月定例議会の一般質問以来、ことしの6月の定例議会まで、6人の同僚議員が関連質問いたしました。

その答弁ですが、教育長さんは、教育委員会といたしましては、図書館跡を文化財保護 を目的とした複合施設として転用することについて、関係部局へ要望してまいりたい、ま た、同目的とした施設として協議、検討したいと、毎回同じ答弁を繰り返されております。 そして、市長も、昨年9月、当面は図書館跡を文化財保護を目的とした収蔵施設として転 用を協議するということを言われました。

一つお聞きしたいんですけれども、この答弁が再三繰り返されて、恐らくここにいらっしゃる同僚議員も、もう文化財の保護を目的にした収蔵施設ではないかと、だれもがそういうふうに認識されているのではないかと思いますけれども、この2月に再度利用計画について各課職員に提案を求めたというのは、この答弁は一体何なんでしょう。

議長(久保 玄爾君) 助役。

助役(嘉村 悦男君) 昨年の6月からの答弁については、今、議員さん御指摘のように、教育委員会としては、文化財の複合施設ということで、いつも教育委員会としてはということで、教育委員会の方でお答えをされたわけでございます。それは、市庁部局に来るであろうと。私、総務部長でありましたから、市庁部局にも検討の要請があるであろうということにおきまして、そうしたときには、本当にそういう施設でいいのか悪いのか、やはり検証をしていかなくてはいけない。そういった観点から、総務部としては、白紙の状況でそういう文化的な施設も含めて、ほかにいい施設はないのかという検証を行うために、募集を市としてかけたわけでございます。ですから、例えば、毛色の違うところで、いわゆる科学館、科学館というのはソラールと連動した科学施設もいいのではないかといったものもありましたし、例えば文芸館といったものも提案もありましたけれども。やはり、一たん、総務部でお預かりしたときには、それがいいのか悪いのかということを検証するために、そういう検証のための提案を求めたといったものでございます。

議長(久保 玄爾君) 11番。

11番(三原 昭治君) あくまでも教育委員会としてはということですが、市長の答弁はどうなんですか。

議長(久保 玄爾君) 市長。

市長(松浦 正人君) 私は、いわゆる行政の分野と、それから教育の分野と、今の日本の制度は明確に分離をしているわけでありまして、教育のサイドで、私の行政の立場で、物が言える部分と言えない部分とがあることが事実でございます。この辺を、一本化していこうとか、もっと市長が教育部門にどんどんくちばしが入れられるようなシステムにすべきであるというようなことが、昨今、いろいろなところで話題にもなり、市長会でも取り上げられているようなところでございます。ございますが、私は、教育委員会は教育委員会の立場の中で、きちんとした教育行政をつかさどっていただきたいと。私は私の立場で、自分の与えられている責任分野をまっとうしていくんだと。このような基本的な考え

方を私は持っております。

そういう考え方のもとに、教育委員会のお考えというものが、文化財埋蔵、あるいは文化的な歴史民俗資料館のような感じのものに、教育委員会ではお持ちであるということも承知しておりますし、私自身も個人的には、そういう形が一番いい方法ではないかと。 8 ,000箱になんなんとするだけの資料が、台風が来るとどうなるかわからない状態のところに管理されている、あるいはほかのところに分散をして管理されているということ自体、異常な状況が長年続いておりますので、この際、書架を活用した形で収納し、そしてその中から、すばらしいものを、ちょうど今、アスピラートで周防の国府展というものを開催しております。私も先般見学してまいりましたが、実にすばらしい内容でございます。ああいうふうな形のものを、その都度、若干いろいろな品物は入れかえながら、展示していけるスペースも、今度移転してしまいますけれども、今の図書館の中にはスペースとしては十分考えられるわけでございますので、そういう方向を私自身は持っております。そういうことの中で、恐らく市長部局におきましては、平成19年度予算で出動してい

そついつことの中で、恐らく巾長部局にあざましては、平成丁9年度予算で出動していけるように、いろいろな心の準備をしておこうというようなことの中で、庁内の、まだまだほかに知恵はないかというようなことで打診を入れたのではないかと、こんなふうに考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長(久保 玄爾君) 11番。

1 1 番(三原 昭治君) 先ほど、個人的な私の考えということで、確かに個人的でもよろしゅうございますけれども、やはり議場内においては、やはり公人としての発言を私たちは求めております。

そして、去年の6月以来、1年3カ月です、同じ答弁の繰り返しをされ。教育長さんにちょっとお尋ねしますけれども、関係部局へ要望してまいりたいということで、どのような要望をされたのか、どのような協議、検討をされたのか、お知らせください。

議長(久保 玄爾君) 教育長。

教育長(岡田 利雄君) 御指摘の件につきましては、これまでの答弁は教育委員会としてはという条件つきでもって、この議場でもって案を、また考え方を述べてまいりましたけれども、このたび、総務部の方から発表があったということは、これまでの流れを受けていただきまして、市全体としてお考えいただいたその中の提案として、先ほどから何点かありましたが、その中の1個に我々が言い続けてきたことが入っているわけでございますので、そういうふうに御理解いただきたいと思っています。

議長(久保 玄爾君) 11番。

11番(三原 昭治君) それと、先ほど、収蔵が異常な状態にあると市長は言われま

したが、現状、今、収蔵はどのような状況になっているのか、ちょっと教えていただきた いと思います。

議長(久保 玄爾君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) 現時点におきましては、今までも何回か答弁をさせていただいておりますが、全体で8,800箱の……(「それはいいんです。収蔵できるスペース、容量はあるのか」と呼ぶ者あり)それぞれ、今の発掘事務所にプレハブが4棟ございます。それから、競輪局の選手宿舎のところ、あるいは市役所のもとの消防庁舎の中。それぞれ、特にプレハブあたりはもうそろそろ限度であろうというふうに思っております。

議長(久保 玄爾君) 11番。

11番(三原 昭治君) 現場の職員の人からいろいろ聞いたんですが、もう満杯でおさめるところがないと。それで、当初計画を今見直しにかかっていると。そういう状況にあるんです。たしか去年の11月に、文化財保護課から、先ほど教育委員会の立場からと言われた部分について、収蔵、展示に係る予算要求がされたと思うんですが、多分この予算要求というのは、市長の意向、教育委員長の意向を踏まえて、文化財を保護したいと、前向きな姿勢で文化財保護課の職員の方々が予算要求したと思うんです。保護しようと言ったものをなぜ反故されたのか、お尋ねいたします。

議長(久保 玄爾君) 財務部長。

財務部長(中村 隆君) 昨年の予算要求は12月の時点でございます。その時点で、先ほどから議論されましたように、さまざまな希望があったわけでございまして、市全体として、果たしてどのように今の施設を活用していくかというのが決まっておりませんでした。その関係から要求はございましたけれども、予算化はしなかったということでございます。

議長(久保 玄爾君) 11番。

11番(三原 昭治君) ちょっと話が違う。私はちょっと理解できないんですが、その時点でさまざまな意見、要望があったと。これ、2月にあったんでしょう。2月に利用計画を出してほしいということで出てきたわけでしょう。いいです、それはいいです。それで……。

議長(久保 玄爾君) 財務部長。

財務部長(中村 隆君) 御存じでございましょうけれども、予算要求は大体12月 ぐらいに出していただいて、12月末から1月にかけてもむわけでございます。2月に出 てきた時点では、予算自体は大体固まって、もう印刷に出しているようなそういう状況で ございますので、御理解賜りたいと思います。 議長(久保 玄爾君) 11番。

11番(三原 昭治君) 11月に出されたということなんですけれども。11月に。議長(久保 玄爾君) 財務部長。

財務部長(中村 隆君) ことし、例年でございますと大体10月の終わりぐらいに 予算編成方針を発表しまして、それから一月ぐらいの間で予算案を出していただくわけで ございます。したがって、12月ぐらいから予算を第1次的にもみまして、1月中旬ぐら いには決定すると。決定して後に印刷に出すという手順でございます。

議長(久保 玄爾君) 11番。

11番(三原 昭治君) まだ明確に、いろいろな意見があったり、利用計画があったりということで、ちゃんと定まっていないからそういうふうに保護しないで反故したということでありますが、先日、高川学園の記念式典に助役さんも出られておりましたが、その中のあいさつの中に、時期尚早というものはやる気がないからと。まさしくいい言葉だなというように思いました。

それでは、その点はおきまして、現図書館は、もうほとんど空き家状態です。中は何も ありません。備品が多少残っています。今後の維持管理はどのようにされるんですか。

議長(久保 玄爾君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) 今御指摘いただきましたように、ほとんどのものは引越しが済んでおります。現実、今、予算化もそうなんですが、電気、水道等は10月末をもってすべて契約は終わるという形でおります。今後、その維持管理につきましては、先ほど来、どういう目的に使うかということも含めて、改めて電気、水道等の契約なりも必要であれば、また予算化をする必要があろうかと思っております。

議長(久保 玄爾君) 11番。

11番(三原 昭治君) 私はこの点について心配している1つ、大きな1つなんですけれども、10月31日で維持管理費はなくなると。無人化になるわけです。これは、今、図書館の移転なんですけれども、今月の12日で運送会社の依頼はすべてもう完了するわけです。今、ほとんどありません。毎日運送しているわけではありませんけれども、ほとんど完了しています。先日、私も、きのうでしたか、職員さんがたまたまいらっしゃったので中に入らせてもらいました。本当に寂しいものです、空き家というものは。片隅にクモの巣がもう既に張っておりました。

また、この関連質問に立った同僚議員からも、市民の方から、図書館の周辺で不審な人に声をかけられたと、大変怖かったと。あなた、質問したんだから早くきちんと対応して もらうようにしなさいよという連絡があったと聞きました。 また、通常、これまで開館していたときも、夜になるとホームレスが来て泊まったり、 泊まると言えばおかしいですけれども、寝たり、学生らしき者がたむろしたり、いろいろ なそういう状況にあるわけなんです。ましてやこれが、完全に空き家になって10月 31日で維持管理費がなくなる。多分今、警備的にも、セキュリティー、警備保障に依頼 されていると思うんですが、11月1日からはどうなるわけですか。

議長(久保 玄爾君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) 予算的にもそうなんですが、全く白紙状態でございます。 議長(久保 玄爾君) 11番。

1 1 番(三原 昭治君) 白紙。まあいいです。それに、ソラールと一本化した、一体化した利用ということで、多額の費用を投じてエレベーターをつくられましたね、このエレベーターはどうされるわけですか。

議長(久保 玄爾君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) エレベーターにつきましては、実は、確かに移転後の用途ということで、いろいろ話が出ております。現実には、8月末まで、いわゆるソラールにおきますおもしろサイエンス等がございましたので、8月末をもってエレベーターの契約を、今のところ停止をいたしているところでございます。今後、そのエレベーターの用途につきましては、先ほどからの旧図書館の利用の方法によっては、改めて再開をするということも考えております。

議長(久保 玄爾君) 11番。

1 1 番(三原 昭治君) エレベーターを止められたということで、エレベーターの管理会社の人に尋ねましたけど、止めるに当たっては、いつから止めていつから再開するというのを県に報告しなければならないと。いつまでということを言われているんですか。いつからと言われているんですか。

議長(久保 玄爾君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) エレベーター会社の方からも、今後の用途、いつからかということについて、こちらの方に問い合わせが、ソラールの方に問い合わせがありました。早急に返事をするということにしております。

いずれにしても、エレベーターをもう使わないという形にはならないと思っておりますので、そういうエレベーターの会社の方にも、近々決定するのでということで、今の段階ではそういう返事をいたしております。

議長(久保 玄爾君) 11番。

1.1番(三原 昭治君) それともう1点、管理会社の方に聞いたんですが、エレベー

ターというのは一度止めて、1カ月も2カ月もほうっておくと、今度、再起動するときに大変な費用がかかると。特に安全を確保するブレーキ部分のねじとか、そういった部品のすべての交換というか、大方の交換をしなくてはいけないと。大変なお金がかかりますよということでした。

それともう一つ、これはちょっとおわかりにならないかもしれませんけれども、今、現図書館ですね、これを賃貸として考えたときに、どのぐらい月額かかると思われますか。いいです。それはわからんでしょう。いいです。私、調べてきましたけれども、不動産関係者に聞きますと、大体、貸し事務所の場合は、最低1坪が5,000円、約3,000平米だから900坪ちょっとありますね。年間にして月額450万円です。450万円かかるんです、もし借りていたら。

それともう一つお尋ねしたいんですが、この移転はいつ決定したのですか。

議長(久保 玄爾君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) 移転につきましては、ルルサスとの開発に伴う時点であるうと思っておりますが。

議長(久保 玄爾君) 11番。

11番(三原 昭治君) 移転の決定は平成15年5月31日付で、公共公益施設検討 懇話会、山大教授の吉村弘さんが会長で、市長に対して、図書館がふさわしいという提言 をされております。その後、同年、一般質問でもこのことに触れ、図書館が移転すると言 われています。それから3年半かかっているんです。3年半の間に、全く、この2月まで に、全く跡利用というのは何も考えられていないということですか。

議長(久保 玄爾君) 市長。

市長(松浦 正人君) 議員のおっしゃるとおりでありまして、私も大変情けなく、また、深く反省をいたしております。これも、先ほど申し上げましたように、教育部門と一般行政部門とが、互いに牽制し合うといいますか、それぞれの役割ではないか、それはこっちの役割ではないか、それはあっちの役割ではないかというような感覚の中で、遠慮とか、あるいはやめておこうとか、いろいろな形の心理作用が起こって、ほかにもたくさん行政課題はあるわけで、あるいは教育課題があるわけでありますので、そのちょうどはざまの中にすぽっとはまり込んでしまったというところではないかと思っております。一部始終、私が、市長として、また、教育委員会も岡田教育長先生が教育長として携わっていた期間の事柄でございますので、しっかりと行政部局と教育部局で話を早急に詰めまして、きちんとした形で御提案できるように取り計らってまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

1 1 番(三原 昭治君) まだもう少し時間が欲しいんですけれども、時間が来ました。 今、市長が反省とも思える前向きな姿勢をされました。私は、各教育委員会と一般部局は 遠慮しているのではなく、ぬすくり合っているのではないかなという感もいたします。

それで、最後になります。私が言いたいのは、全く無計画なやり方であると。全く無計画だと思います。この一連の図書館に対する対応をずっと見てきましたけれども。これは、3年半も放置して何も考えていないということは、全く無計画としか言いようがありません。

今後は、きちんと、今、一つの問題点、遠慮と市長は言われましたが、そういうものはなくして、ちゃんと横の連絡をとり、まず、移転が決まった時点で同時進行するのが、私は通常の対応の仕方だと思います。早急に対応されると言われましたが、先ほど、適化法のことも含めて、やはりこれからいろいろ対応していかなければいけないことがたくさんあるとは思いますが、最後になりますけれども、市長は、たしかマニフェストの中に、ふるさと資料館ですか、たしかうたって、設置を公約に掲げていらっしゃいました。そして、一昨日の一般質問の答弁では、選挙で公約を訴えたものは早急に取り組む優先すべき必要課題だと。この分は、公約されなくても、先ほど言います行政の手法、対応の仕方ということが欠落していたという1点に私は尽きると思います。ぜひ、緊急に調整を図り、対応していただきたいということを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長(久保 玄爾君) 以上で、11番議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

## 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(久保 玄爾君) 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 3 時 7 分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 1 8 年 9 月 1 3 日

防府市議会議長 久 保 玄 爾

防府市議会議員 横田和雄

## 防府市議会議員 弘 中 正 俊